

令和元年三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

1	防災対策部の組織機構について	1
2	令和元年度防災対策部予算について	2
3	東日本大震災等への支援について	3
4	消防・保安行政の推進と防災ヘリコプターによる 消防防災活動について	7
5	三重県の防災・減災対策について	18
6	地域防災力の強化について	21
7	「防災の日常化」推進緊急プロジェクト事業について	25
8	災害対策活動体制の充実・強化について	26
9	迅速な対応に向けた防災情報の共有化について	33
10	危機管理の推進について	39
11	国民保護の推進について	41

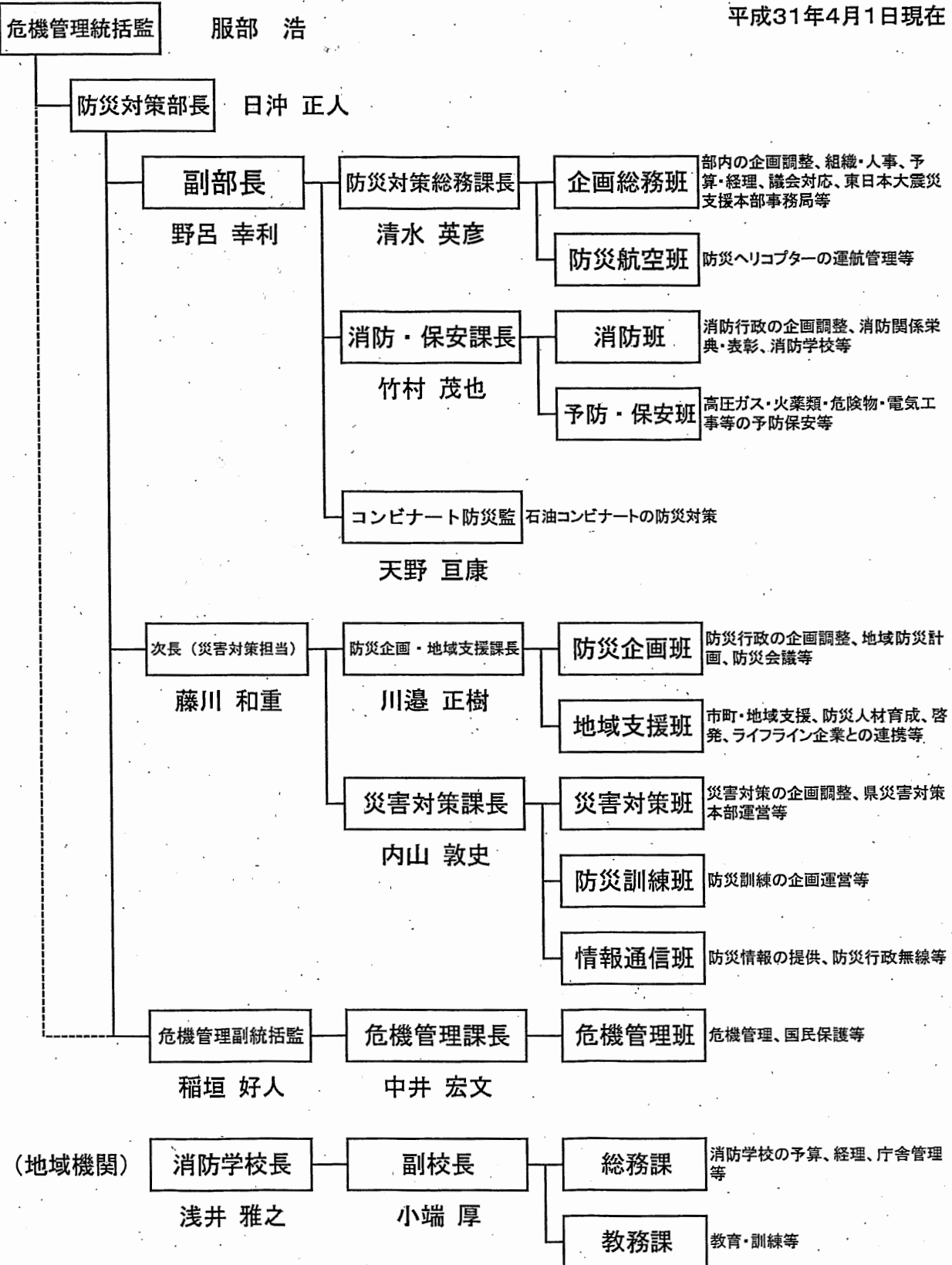
【別冊】

- 別冊1：事務事業概要
- 別冊2：令和元年度当初予算主要事業

令和元年5月24日
防災対策部

1 防災対策部の組織機構について

平成31年4月1日現在



職員数

本庁	76 (16)
地域機関	14 (7)
合計	90 (23)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 令和元年度防災対策部予算について

○施策毎の予算状況

(単位：千円、%)

施策・基本事業名 (主な構成事業名)	令和元年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	比 較	
			増 減	増減率
1 1 1 災害から地域を守る人づくり	33,829	33,058	771	102.3
11101 防災人材の育成・活用 ・「みえ防災・減災センター」事業 ・「防災の日常化」推進緊急プロジェクト事業 ・地域防災課題解決プロジェクト事業	33,829	33,058	771	102.3
1 1 2 防災・減災対策を進める体制づくり	2,569,239	1,140,568	1,428,671	225.3
11201 防災・減災対策の推進 ・DONETを活用した津波予測・伝達システム等展開事業 ・地域減災対策推進事業	107,535	130,509	△ 22,974	82.4
11202 災害対策活動体制の充実・強化 ・防災訓練費 ・災害対応力強化事業 ・被災者生活再建支援基金出資金 ・防災ヘリコプター運航管理費 ・国民保護対策費	1,083,089	363,891	719,198	297.6
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 ・防災行政無線整備事業 ・防災情報プラットフォーム事業 ・気象情報収集事業	1,174,938	414,333	760,605	283.6
11208 消防救急体制の充実・強化 ・消防行政指導事業	146,217	171,001	△ 24,784	85.5
11209 高圧ガス等の保安の確保 ・高圧ガス指導事業	57,460	60,834	△ 3,374	94.5
1 2 1 地域医療提供体制の確保	12,894	13,261	△ 367	97.2
12103 救急医療等の確保 ・救急救命活動向上事業	12,894	13,261	△ 367	97.2
行政運営 2 行財政改革の推進による県行政の 自立運営	1,258	1,236	22	101.8
40201 自立的な県行政の運営 ・危機管理推進事業	1,258	1,236	22	101.8
人件費	583,766	564,599	19,167	103.4
その他	126	126	0	100.0
防災対策部 計	3,201,112	1,752,848	1,448,264	182.6

3 東日本大震災等への支援について

1 東日本大震災への支援

知事を本部長とする「三重県東日本大震災支援本部」（平成 23 年 3 月 14 日設置、知事・副知事・危機管理統括監・関係部局長で構成）において、全庁的な支援体制を構築しており、各部局が情報を共有しながら被災地・県内避難者への支援に取り組んでいます。（平成 30 年度：2 回開催）

また、3 月 11 日には、県庁講堂において追悼式を開催しています。（被災県以外での開催は三重県のみ）

（1）平成 30 年度の主な取組

①人的支援（派遣期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1 名
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	総合土木	1 名
	河川等の災害復旧復興に係る業務	総合土木	1 名
	防災集団移転促進事業等に係る都市計画法に基づく開発許可業務等	建築	1 名
岩手県	水道施設復旧業務	電気	1 名
福島県	定住促進、二地域居住促進等の地域振興に係る業務	一般事務	1 名
計			6 名

②被災地への支援・交流事業

- 「東日本大震災被災地等派遣職員活動記録集 2018」の作成および東日本大震災被災地派遣職員との意見交換会を実施[防災対策部]
- 東日本大震災八周年追悼式を実施[防災対策部]
- 「みやぎの復旧復興セミナー」を、宮城県と共催で開催 [農林水産部]
- 県庁食堂にて、「みんなで応援！ふくしまを食べよう」キャンペーンを実施[農林水産部]
- 「ふくしまフェア」をイオンリテール株式会社と連携し、県内 18 店舗で開催[農林水産部]
- GAPに取り組む三重県農業大学校とアグリカレッジ福島の交流・連携により、農産物の交換販売、人的交流を実施[農林水産部]
- 高校生および中学生等の宮城県、福島県訪問、ボランティア活動や交流学习等を実施[教育委員会]

③県内避難者への支援

三重県への避難者数（平成31年3月末現在）

岩手県 86名 宮城県 49名 福島県 136名 茨城県 55名

その他 31名

計 357名（117世帯）

- 避難者総合相談窓口を設置[防災対策部]
- 県ホームページにおいて生活関連情報を提供[防災対策部]
- 被災県、ボランティア団体等からのお知らせについて、市町を通じて避難者へ配布[防災対策部]

（2）令和元年度の取組

①人的支援（派遣期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日）

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	河川・海岸等の災害復旧復興に係る業務	総合土木	1名
岩手県	水道施設復旧業務	電気	1名
福島県	定住促進、二地域居住促進等の地域振興に係る業務	一般事務	1名
			計 4名

②被災地、県内避難者への支援・交流

東日本大震災九周年追悼式の実施や高校生および中学生等の被災地訪問（ボランティア活動、交流学习等の実施）など、引き続き全庁的な連携を図りながら、支援・交流を行っていきます。

2 平成30年7月豪雨への支援

(1) 平成30年度の主な取組

①人的支援（派遣期間：派遣要請～平成31年3月31日） ※延べ人数

派遣先	業務内容	職種	人数	派遣開始日
広島県	災害廃棄物処理支援業務	環境化学	2名	11月9日
広島県	復旧業務（治山事業）	林業	2名	10月1日
広島県	河川・砂防設備等の災害復旧業務	土木	3名	9月6日
愛媛県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	農業土木	3名	9月1日
計				10名

※ その他、被災市区町村応援職員確保システム（総務省）による広島県熊野町への対口支援（累計144名を派遣：県38名（災害廃棄物処理スペシャリスト6名、保健師2名含む）、市町106名（保健師6名含む））や、岐阜県、岡山県、広島県、愛媛県等に短期の職員派遣を実施。

②被災地、県内避難者への支援・交流

- 県ホームページにおいて支援状況を公開 [戦略企画部]
- 災害被害者等に対する県税の減免・納期限変更等を実施 [総務部]
- 官民協働設置「みえ災害ボランティア支援センター」による災害ボランティア活動支援を実施 [環境生活部]
- 本庁舎及び各庁舎において災害義援金募金箱を設置 [子ども・福祉部]

(2) 令和元年度の取組

①人的支援（派遣期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日）

派遣先	業務内容	職種	人数
広島県	復旧業務（治山事業）	林業	1名
愛媛県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
計			2名

②被災地、県内避難者への支援・交流

- 県ホームページにおいて支援状況を公開 [戦略企画部]
- 本庁舎及び各庁舎において災害義援金募金箱を設置 [子ども・福祉部]

3 北海道胆振東部地震への支援

(1) 平成30年度の主な取組

①人的支援（派遣期間：平成31年1月1日～平成31年3月31日）

派遣先	業務内容	職種	人数
北海道	道路、河川等の災害復旧業務	総合土木	1名
計			1名

②被災地、県内避難者への支援・交流

- 県ホームページにおいて支援状況を公開 [戦略企画部]
- 災害被害者等に対する県税の減免・納期限変更等を実施 [総務部]
- 三重県総合博物館（MieMu）において、企画展「幕末維新を生きた旅の巨人 松浦武四郎」開催時に募金箱、応援メッセージボードを設置するとともに北海道観光のPRを実施。また、MieMu SHOPで北海道の商品を販売し、売上の一部を義援金として寄附 [環境生活部]

(2) 令和元年度の取組

①人的支援（派遣期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日）

派遣先	業務内容	職種	人数
北海道	道路、河川等の災害復旧業務	総合土木	1名
計			1名

②被災地、県内避難者への支援・交流

- 県ホームページにおいて支援状況を公開 [戦略企画部]

4 消防・保安行政の推進と防災ヘリコプターによる消防防災活動について

1 消防団の充実・強化について

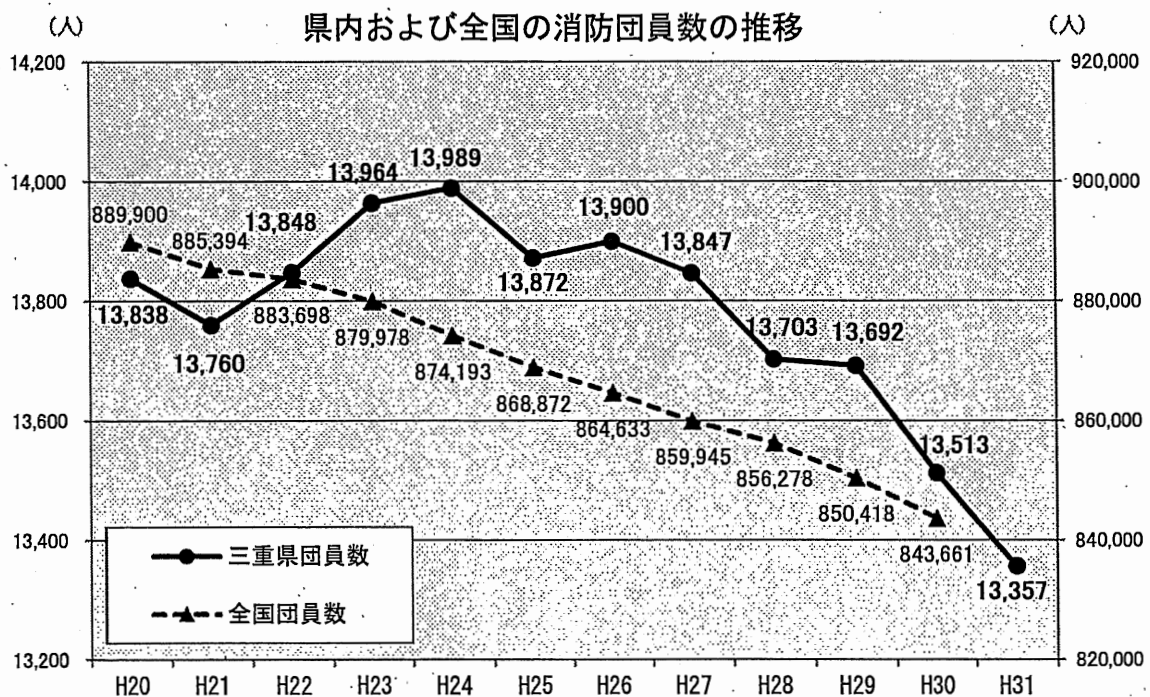
(1) 三重県の消防団の現状

消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として大きな役割を果たしていますが、全国的に団員数の減少や被雇用者割合の増加、平均年齢の上昇などが課題となっている中で、県内の消防団の現状は次のとおりです。

① 消防団員数の推移

消防団員数は、平成22年以降は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成31年4月1日現在で13,357名（速報値）と、人口減少や高齢化により入団対象となる住民が減少しているなどの理由により、昨年度から156名減少しています。

平成20年から平成30年の10年間の推移を比較すると、全国の減少率（▲ 5.2%）よりは低いものの、県の減少率は▲ 2.3%となっています。



② 消防団員の就労構造の推移

消防団員に占める被雇用者の割合は、平成20年に7割を超え、高い水準で推移しており、平成30年4月1日現在で、75.7%となっています。

※ 全国の消防団員における被雇用者の割合（平成30年4月1日現在） 73.5%

③ 消防団員の平均年齢の推移

県内消防団員の平均年齢は、年々、高齢化が進んでおり、平成30年4月1日現在で42.0歳となっています。

※ 全国平均年齢（平成30年4月1日現在） 41.2歳

④ 女性消防団員の割合の推移

女性消防団員は、平成31年4月1日現在で、487名（速報値）と昨年度と比較して14名増加しており、県内の全団員に占める割合は、3.6%となっています。また、女性消防団員が在籍している市町は、1町増え、22市町となっています。

※ 全国の女性消防団員の割合（平成30年4月1日現在） 3.1%

(2) 今後の取組

① 地域住民への情報発信

消防団への理解および参加の促進を図るため、広報媒体等を活用して、地域住民に対して消防団の活動内容および役割等の周知を行います。

また、消防団員の確保と消防団の活性化を図るため、三重県消防協会と連携して消防団員入団促進キャンペーンを2月に実施します。

② 若年層への入団促進

若年層の入団促進を図るため、大学、短大等へのポスター配布や県新規採用者へのリーフレット配布等を行うとともに、就職活動支援の一環である「学生消防団活動認証制度」の活用を市町に働きかけていきます。

③ 女性消防団員の入団促進

女性団員同士の交流や女性団員の入団促進を図るため、三重県消防協会と連携して「三重県青年・女性消防団員研修会及び交流会」を開催します。

④ 機能別消防団員の充実強化

消防団活動の更なる充実強化を図るため、消防団幹部に大規模災害団員など多様な形態を周知するとともに、地域の実情に応じた機能別団員の導入について、市町に助言や支援を行っていきます。

※ 機能別団員のいる市町 4市（津市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市）

⑤ みえ消防団応援の店制度の実施

消防団への理解を促進し、地域防災力の充実強化につなげるため、消防団員およびその家族に特典やサービスを提供する「みえ消防団応援の店制度」（平成29年10月1日からスタート、実施主体：三重県消防協会）の円滑な運営に三重県消防協会と連携して、取り組んでいきます。

※ 令和元年5月1日現在の登録店舗数 1,378店舗

※ 特典・サービス例

料金の5%割引、ドリンク一杯サービス、ポイント2倍、粗品進呈など

2 消防の広域化および連携・協力について

平成30年4月1日、消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「消防連携・協力に関する基本指針」の改正により、都道府県の「消防広域化推進計画」の再策定が示されました。

このため、県では、広域化と広域化につなげる連携・協力にかかる市町の自主的な取組を進めることを目的に、各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づき現状や課題を聞き取るとともに、地域ごとの広域化及び連携・協力の取組状況をふまえた今後の取組について各消防本部と議論を重ね、平成31年3月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）としてとりまとめました。

(1) 推進計画の概要

推進計画では、10年間の振り返りと10年後の消防の姿や、今後の消防の広域化及び連携・協力の推進などについて、中長期的な広域化を展望しつつ、推進期限である令和6年4月1日までの各地域における取組内容を記載しています。

① 消防の連携・協力の推進について

県内の以下の地域において、消防の連携・協力に関する検討が進められています。

ア 通信指令業務の共同運用

- i 津市・鈴鹿市・亀山市地域
- ii 志摩広域・鳥羽市地域
- iii 伊賀市・名張市地域

イ はしご自動車の共同整備

- i 鈴鹿市・亀山市地域

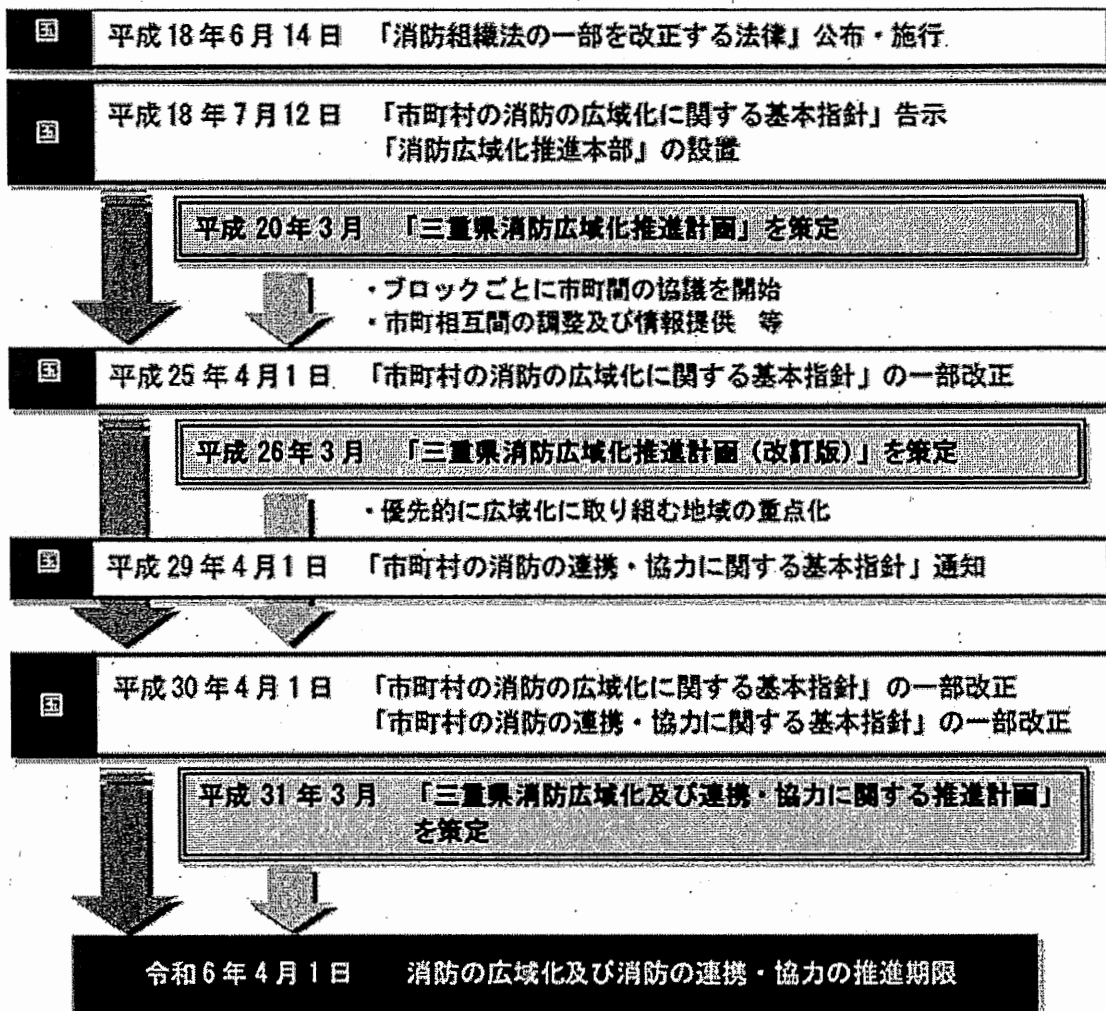
② 消防の広域化の推進について

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応していくためには、消防の広域化が消防力の維持・強化には有効な手段の一つであることから、連携・協力などの取組をステップとして中長期的な広域化も展望しながら、取組を進めていきます。

(2) 県の対応方針

各地域における検討会等にオブザーバーとして参加するなど、積極的に支援するとともに、関係市町や消防本部間の消防の広域化及び連携・協力に関する幅広い仲介・連絡調整等を行います。

(3) これまでの経緯と今後のスケジュール



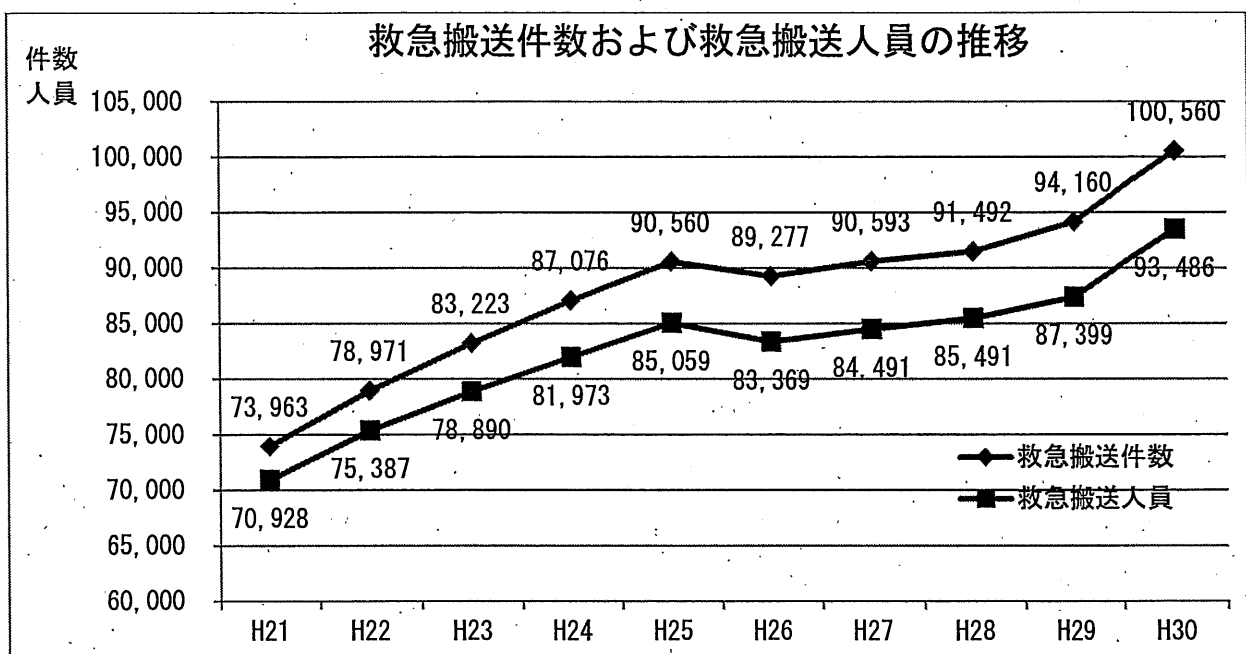
3 円滑な救急搬送と救急救命士の育成について

(1) 救急搬送の現状と救急搬送の円滑化に向けた取組

救急搬送件数および救急搬送人員数は年々増加しており、平成30年中（速報値）の三重県内における救急搬送件数は100,560件（前年比6.8%増）、搬送人員は93,486人（前年比7.0%増）となっています。

一方、救急搬送人員の半数以上が軽症者であることから、各消防本部において、救急車の適正利用の啓発を行うとともに、各地域において医療機関と連携して検証を行い「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適切な運用に努めています。

※ 全国（平成29年） 救急搬送件数 2.1%増、搬送人員 2.0%増



(2) 救急救命士の育成に向けた取組

① 救急救命士の養成

県内消防本部が派遣する消防職員の養成機関への受入れについて、調整および支援を行います。（年間約25名）

② 救急救命士の資質の向上

現在、救急現場で活動している救急救命士の資質の向上および救急救命士の行う救急救命処置の範囲等の拡大（以下「処置拡大」という。）に対応するため、消防学校と連携した指導救命士の養成講習、ブラッシュアップ講習を実施します。また、意識障害や心筋梗塞等の観察および処置、災害医療対応に関する標準化プログラムを学習するためのセミナーを実施します。

4 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の実施について

(1) 目的

三重県内に大規模な地震（活断層による内陸直下型地震及び南海トラフ地震）が発生したことによる広域的な災害を想定し、「令和元年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練」を実施します。

なお、「三重県総合防災訓練」、関西広域連合による広域応援訓練や地元市町の防災訓練を併せて実施することにより、三重県及び被災市町における受援体制の確立及び消防組織法第44条及び45条の規定に基づく緊急消防援助隊の出動体制、各部隊における技術の向上、自衛隊・警察・海上保安庁・DMAT・消防団等関係機関との連携強化を図ることを目的とします。

(2) 実施日時及び開催地

① 開催日時

令和元年10月26日（土曜日） 8時30分から

令和元年10月27日（日曜日） 12時30分まで

② 訓練実施場所

ア メイン会場

トライス株式会社松阪広陽工場（松阪市広陽町）

イ サテライト会場

津松阪港中央ふ頭（松阪市大口町）

津市香良洲高台防災公園（津市香良洲町）

伊賀市消防本部（伊賀市緑ヶ丘東町）

(3) 主な訓練項目

① 図上訓練

② 実動訓練

③ 後方支援活動訓練（夜営訓練）

(4) 訓練参加機関（予定）

① 消防機関

近畿2府6県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県、徳島県）の緊急消防援助隊、三重県内消防相互応援隊及び消防団

② その他の機関

自衛隊、海上保安庁、警察、DMAT等

(5) 主催

総務省消防庁、三重県消防長会、三重県

(6) 共催

福井県消防長会、滋賀県消防長会、京都府消防長会、大阪府下消防長会、兵庫県下消防長会、奈良県消防長会、和歌山県消防長会、徳島県消防長会

5 高圧ガス事業所等の予防・保安対策について

(1) 概要

高圧ガス、LPガスおよび火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する規制や危険物取扱者等への講習を適切に実施することにより、事故防止、保安の確保を図っています。

なお、石油タンク等の危険物施設については、消防法に基づき各消防本部が規制・指導を行っています。

① 高圧ガス・LPガス関係

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガス事業所等の完成検査、保安検査および立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、LPガス販売事業等に関して、立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

(平成31年3月31日現在)

●高圧ガス関係事業所数（製造所、貯蔵所等）	3,925
当該事業所に対する完成検査および保安検査並びに立入検査件数	429
●LPガス販売所数	395
当該販売所に対する立入検査件数	430

② 火薬類関係

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬庫等の完成検査、保安検査および立入検査等を実施し、火薬類の保安の確保に努めています。

(平成31年3月31日現在)

●火薬類取扱事業所数（煙火製造所、火薬庫、販売所）	106
当該事業所に対する完成検査、保安検査および立入検査件数	116

③ 電気関係

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録および事業者の事務所等への立入検査等を実施し、電気工事の欠陥等による事故の発生防止・拡大防止に努めています。

(平成31年3月31日現在)

●電気工事業関係事業所数	1,828
当該事業所に対する立入検査および現地調査件数	180

④ 消防関係

消防法に基づき、危険物取扱者および消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施し、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生および被害の拡大防止に努めています。

(平成31年3月31日現在)

●危険物取扱者保安講習	20回実施	4,376名受講
●消防設備士講習	9回実施	877名受講

(2) コンプライアンス確保への取組

平成20年度に大手企業において高圧ガス保安法に係る法令違反が相次いで判明したことから、平成21年度から高圧ガス関係事業者等に対し、コンプライアンス研修会等によりコンプライアンスの徹底等を図っています。

(平成30年度実績)

- コンプライアンス研修 平成31年3月7日、13日 (津市、四日市市)
高圧ガス関係の許認可手続きおよび施設管理の留意点等について、関係法令に基づく講義を実施 (246名受講)

- 保安対策セミナー 平成30年7月10日 (四日市市) 87名受講
石油コンビナートの保安推進のための講演会を実施
演題「安全の力をどう高めていくか」
JR東日本研究開発センター副所長 楠神 健

- 保安推進講演会 平成31年1月25日 (四日市市) 75名受講
石油コンビナートの保安推進のための講演会を実施
演題「現場力向上に向けたヒューマンファクターの考え方」
日本大学生産工学部教授 鳥居塚 崇

(3) 今後の取組

昨年度に引き続き、保安検査や立入検査、コンプライアンス研修等を実施し、関係事業所等に対する保安の確保を図っていきます。

講習等においては、緊急停止など通常運転以外で事故の危険性が高いことを取り上げ、事故の未然防止に努めていきます。

また、保安に係る人材育成についても、四日市コンビナート地域防災協議会など関係団体による人材育成の研修を支援していきます。

6 石油コンビナートの防災対策について

(1) 石油コンビナート地域における防災対策の概要

全国の石油コンビナート地域は、32 道府県に 83 地域（特別防災区域）が指定されており、規制を受ける事業所（特定事業所）は 672 となっています。

県内では、四日市臨海地区および尾鷲地区の 2 区域が指定され、規制を受ける事業所は、34（四日市 33、尾鷲 1）となっています。

石油コンビナート地域では、危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積しているため、危険物施設に対する消防法、高圧ガス施設に対する高圧ガス保安法等、個別の保安関係諸法による規制に加え、石油コンビナート等災害防止法に基づく各施設の面積や配置、防災施設や資機材の設置や配備、自衛防災組織の設置等が定められるなど、災害発生時における被害の拡大防止に向けた総合的な対策をとっています。

県は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部を設置し、コンビナート地域に係る防災計画を策定しています。また、この計画に基づく対策を推進するとともに、関係市およびその他の防災関係機関が実施する事務や業務の総合的な調整を行います。

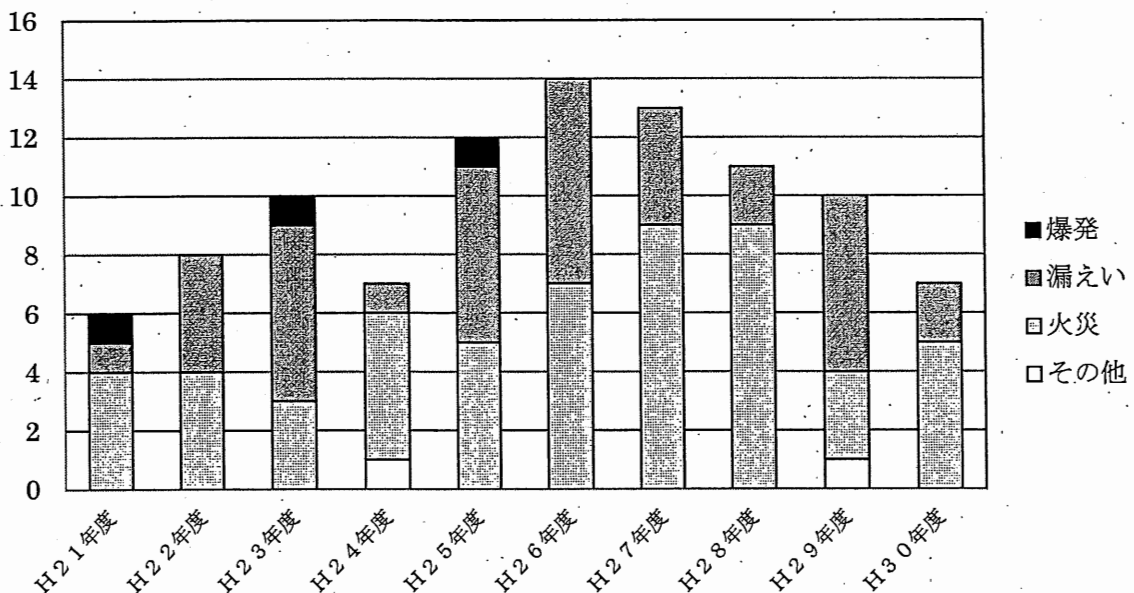
(2) 事故災害の現状と対策

平成 30 年度の県内石油コンビナート地域における火災等の事故発生状況は、大規模な事故や爆発事故は発生しなかったものの、7 件の事故（四日市臨海地区 6 件、尾鷲地区 1 件）が発生しています。

近年の事故原因は、腐食などの設備の維持管理上の問題や、人為的なミスによるものが多いため、ハード面の強化策として、事業所への立入検査により設備の維持管理の徹底を指導するとともに、保安担当者の意識向上を図るため研修会などを開催してソフト面の支援を行っています。

また、消防その他関係機関と連携した防災訓練の実施等により、事故の発生防止や拡大防止を図っています。

特定事業所において発生した事故



(3) 三重県石油コンビナート等防災計画の見直し

東日本大震災や南海トラフ地震の被害想定の見直しにより平成25年度に「石油コンビナート防災アセスメント」を実施しました。また、平成26年1月の三菱マテリアル(株)四日市工場の爆発火災事故など、近年、全国的に死傷者を伴う重大事故が発生していることから、災害を未然に防止するため、平成27年3月に「三重県石油コンビナート等防災計画」を大幅に見直しました。

平成27年度以降は、コンビナート事業者に対して防災計画の周知を行うとともに、関係機関と連携しコンビナート事業者の対応状況の把握に努めています。

令和元年度には、国から平成31年3月に示された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ガイドライン」に基づき、防災計画の見直し作業を進めていくこととしています。

(4) コンビナートにおける保安人材の育成

平成26年2月に発足した、関係省庁連絡会議の報告書の中で、『石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故件数は、平成6年から増加傾向にあり、近年も依然高い水準にある。死傷者数についても増減はあるものの、近年も高い水準にあり、これらの背景には、リスクアセスメントや人材育成・技術伝承等の問題がある。』と分析しています。

平成26年度の「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しにおいても、重大事故の発生防止のため、事業所内での従業員に対する「教育・訓練の充実」を図ることとしています。

このような中、コンビナート事業所における保安に係る中核的人材の育成を支援するため、平成27年度から平成29年度において、国の地域創生人材育成事業を活用して、安全の専門家を育成する『産業安全塾』、産業安全に関する最新の動向を管理職等に講演する『保安対策セミナー』、プラントで発生する爆発や火災などの危険を体験する『ハザード低減対策体験研修』、現場従業員の安全に関する技術力を向上させる『現場技術者育成講習』を実施しました。

令和元年度は、平成30年度に引き続き『保安対策セミナー』及び『保安推進講演会』を実施するとともに、県が実施した『ハザード低減対策体験研修』を、コンビナート事業者の組織である「四日市コンビナート地域防災協議会」が継続して実施する予定であることから、これを支援していきます。

7 防災ヘリコプターによる消防防災活動について

(1) 概要

平成5年4月に発足した三重県防災航空隊は、消防組織法により県が設置して市町・消防本部の協力を得て、防災ヘリコプター「みえ」による救急・救助活動や災害応急対策活動、林野火災防御活動等を担っています。

平成29年9月1日から新防災ヘリコプター「みえ」の供用を開始し、救助資機材のすべてを更新したほか、機外カメラにより撮影した動画等を即座に地上へ電送する「ヘリコプターテレビ電送装置」や、全国の消防防災ヘリコプターの活動位置をリアルタイムに把握し、応援ヘリコプター等に対して災害の発生エリアや詳細情報を共有できる「動態管理システム」などを加え、県の消防防災体制を強化しています。

(2) 運航管理体制

- ①基地 津市伊勢湾ヘリポート（津市雲出鋼管町2-2）
- ②人員体制 防災航空班10名（うち9名は、市町消防職員）
交代勤務により年中駐在。
※ヘリコプターの操縦、点検整備等は委託
- ③運航時間 8時30分から17時15分まで
※緊急時は、日の出から日没まで

(3) 航空隊の主な任務

- ①陸路輸送の困難な山村・離島からの救急患者の搬送
- ②山岳遭難事故や河川・海等での水難事故等における捜索・救助
- ③高層建築物火災における救助
- ④地震、台風、豪雨の災害状況及びガス爆発等の大規模事故の状況把握
- ⑤災害時の緊急物資の輸送、被災者の救出、避難誘導
- ⑥林野火災等における空中からの消火活動
- ⑦災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加

(4) 航空隊の緊急運航実績

(注)県外の件数は内数。

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
救急	33		39	4	32	3	47	8	31	4
山岳	33		39		40		44		31	
水難	5	3	13	4	4	4	5	8	5	5
その他	0		0		0		2		2	
消火	4	1	1	1	2	0	6	0	0	
災害対策	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
合計	75	4	93	9	78	7	104	16	71	9

5 三重県の防災・減災対策について

三重県では、災害対策基本法に基づく「三重県地域防災計画」や、三重県防災対策推進条例に基づき防災対策に関する行動計画として策定した「三重県防災・減災対策行動計画」により、防災・減災対策の取組を進めています。また、条例に規定する職員の防災対策に関する職務の習熟等を図るため、人材育成を行っています。

(1) 三重県防災・減災対策行動計画

① 計画の位置付け

本計画は、「三重県防災対策推進条例」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画」を推進するための行動計画と位置づけています。

② 施策体系

施策体系については、「三重県地域防災計画」の構成とあわせて、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」を3つの柱に据えるとともに、その下に地域防災計画の章と同じ項目名の「施策項目」、地域防災計画の節と同じ項目名の「施策小項目」を設定しています。

③ 計画期間

平成30(2018)年度～令和4(2022)年度(5年間)

④ 重点的取組

行動計画では、これまでの取組の検証結果や近年の災害から明らかになった課題に対応するため、「自助」「共助」「公助」にかかる7つの「重点的取組」を定め、特に注力して取組を進めています。

(重点的取組)

- 1 県民の防災活動をさらに促進する。
- 2 育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める。
- 3 各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める。
- 4 近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める。
- 5 県・市町の災害対策活動をさらに強化する。
- 6 様々な主体による防災力をさらに向上する。
- 7 災害に強いまちづくり(ハード整備)を進める。

⑤ 今年度の対応

「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく主な防災・減災対策の取組結果と検証について、実績レポートとして取りまとめ、6月に公表します。

なお、今年度は「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたることから、それにあわせて、本計画の中間評価に向けて検討を進めます。

(2) 三重県防災対策推進条例の見直し

① 条例の目的

県内のさまざまな主体が防災対策を行う上で共有すべき理念を定めるとともに、各主体の役割を明確にし、相互の緊密な連携のもと、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い地域社会を実現することを目的としています。

② 条例の概要（全77条）

前文	自助、共助、公助の理念のもと、防災対策を推進する三重の決意
総則 第1条～第11条	目的や基本理念など条例全体に共通する事項を規定 「みえ風水害対策の日」「みえ地震対策の日」についても規定
災害予防 対策 第12条～第50条	災害の発生または拡大を災害が起こる前に防ぐための対策を規定
災害応急 対策 第51条～第71条	災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがある場合に、被害の発生または拡大を防ぐための対策を規定
災害復旧 復興対策 第72条～第75条	災害が起こったあとに、施設や地域社会を再生し、より災害に強いものにするための対策を規定
雑則 第76条～第77条	県民の意見を聴くなどを規定

③ 条例の見直しの必要性和方向性

【見直しの必要性】

本条例の制定（平成21年3月）から10年が経過する中で、東日本大震災、紀伊半島大水害を始め、熊本地震、平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨等、大規模な災害が発生しました。

ア このような大規模災害が起きる度に県民の危機意識は向上しているものの、災害時における避難行動には必ずしも結び付いていない現状があります。

イ 適切な避難行動につなげるためには、「共助」の取組が大きいといわれており、自らの命は自らが守る「自助」の取組と合わせて、さらに促進をはかる必要があります。

ウ 近年の災害の教訓を踏まえ、「三重県復興指針」、「三重県広域受援計画」、「三重県版タイムライン」等を策定したところであり、こうした観点を新たに条例に盛り込む必要があります。

エ 多様な避難行動要支援者への配慮、災害からの早期復旧・復興など、これまで以上に「多様性」や「持続可能性」などを大切にした防災対策を進めていく必要があります。

オ AI や IoT 等の革新的な技術が進む中、様々な情報を把握し、的確かつ迅速に災害対応を実践できる防災人材が必要となっています。

このような中、令和元年は、伊勢湾台風60周年、昭和東南海地震75周年の節目の年であり、この機会を捉え、当条例を見直し、県民の皆さんの「防災の日常化」の定着を図るとともに、防災対策に取り組む機運の醸成につなげます。

【見直しの方向性】

見直しの必要性をふまえ、以下の6つの視点から見直しを行います。

- ①基本理念の修正
- ②「自助」「共助」の取組の深化
- ③事前復興の考え方の反映（持続可能性）
- ④受援の考え方の反映（持続可能性）
- ⑤要配慮者の視点に基づく防災対策の推進（多様性）
- ⑥人材育成の位置づけ

（3）三重県職員防災人材育成指針（仮称）の策定

① 現状と課題

昨年は、大阪府北部を震源とする地震や平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震など、大規模自然災害が全国各地で頻発し、三重県においても、台風第12号、第20号、第21号、第24号等による甚大な被害が頻発しました。南海トラフ地震の30年以内の発生確率も引き上げられました。

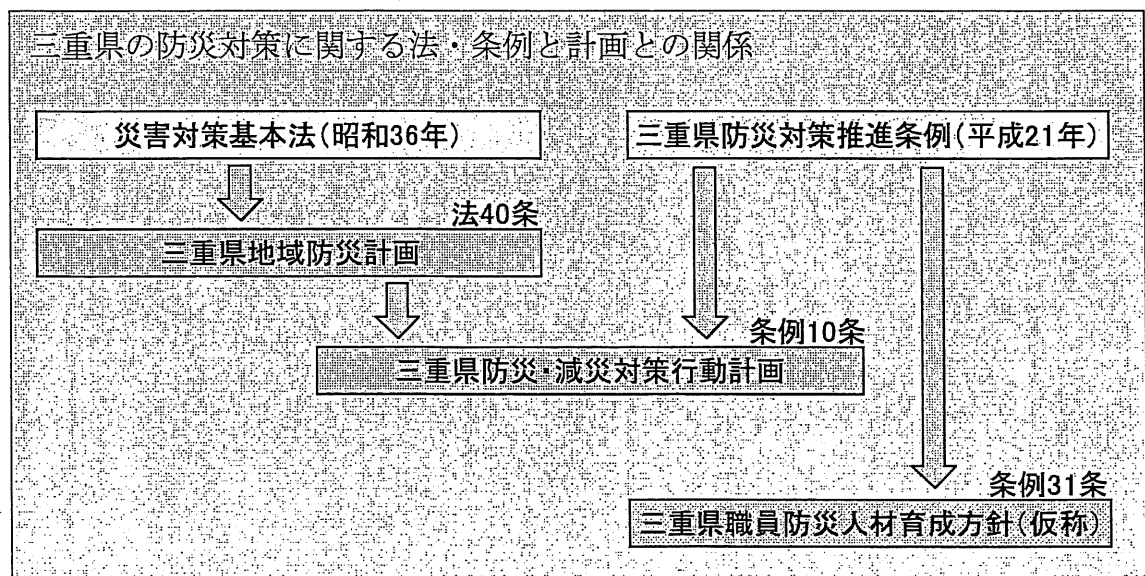
いつ発生してもおかしくない大規模自然災害に備えるためには、全ての職員がいざという時に自ら進んで行動できる資質を身に着けておく必要があります。

一方で、幸いにも、近年県内で大きな災害が起きていないところですが、本県職員全体の防災対応力の向上が必要となっています。

② 策定の目的等

全ての職員が、平常時から日常的に被害の発生を軽減する防災・減災対策に取り組む姿勢や、災害発生時の応急対策活動を実施する能力、その後の創造的復興を成し遂げる資質を身につけるため、中長期的な人材育成の指針となる「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」を令和元年度中に策定します。

過去に全国で発生した行政職員の災害対応上の課題から必要とされる能力を整理し、特に、被災経験のない職員にとって、「災害（被災）イメージ」の向上が最も重要な能力であることを基本として、まとめていきます。



6 地域防災力の強化について

1 現状

発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に対応するため、県や市町、防災関係機関を中心とする「公助」、県民や地域、事業者等の「自助」、「共助」の取組を促進し、地域防災力を向上させていくことが必要です。

そのため、防災対策が日常生活の中に溶け込み、県民の災害対応力が養われている状態にある、いわゆる「防災の日常化」の定着を図るための取組を進めています。

県と三重大学が全国ではじめて設置した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」（以下「センター」という。）では、より進捗が望まれる「共助」の取組の課題解決をはじめ、産学官民が相互に連携して、防災に関する人材育成をはじめとした事業に取り組んでいます。

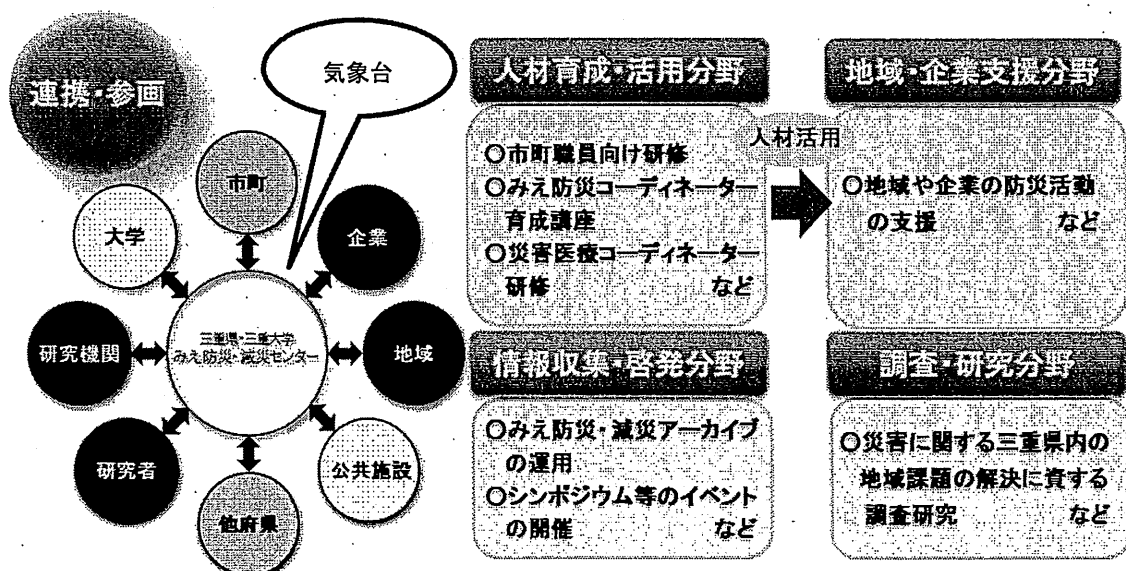
また、地域減災力強化推進補助金により「共助」の取組を総合的・一体的に実施しようとする市町の取組を支援するほか、地域防災活動については、防災技術指導員による津波避難の「Myまっぷラン」の水平展開、避難所運営に関するマニュアル策定や運営訓練などの支援に取り組むとともに、「みえの防災大賞」などで自主防災組織の優れた取組を顕彰するなど、自助・共助の取組の定着を支援し、地域防災力の強化に努めています。

2 令和元年度の取組

(1) センターの取組

センターでは、防災に対する①人材育成・活用②地域・企業支援③情報収集・啓発④調査・研究に取り組めます。

また、昨年度に引き続きセンターに市町職員（3名）と気象台職員（1名）を受け入れ、センターのハブ機能、シンクタンク機能を充実します。



① 人材育成・活用事業

・ 即戦力としての活用をめざした人材育成と、地域の防災力向上に資する人材の活用を目的として、防災・減災に関する知識や経験、技能を有するみえ防災コーディネーター等を登録する制度（「みえ防災人材バンク」）を運用し、地域や住民による自主的な取組に対して人材派遣等の支援を行います。

【主な事業】

- ・ 「みえ防災塾」 みえ防災コーディネーター育成講座（さきもり基礎コース）、さきもり応用コース
- ・ 市町等行政職員を対象とした防災研修
- ・ 自主防災組織リーダー研修
- ・ 専門職（医療・看護）防災研修 など

② 地域・企業支援事業

地域や企業等の防災・減災対策を支援するための相談窓口をセンターに設置するとともに、多様な主体の交流により地域防災力を向上させることを目的とした事業を行っています。

また、昨年度に引き続き「地域防災課題解決プロジェクト事業」を実施し、「避難行動要支援者の支援」、「消防団・自主防災組織の連携」、「住民主体の避難所運営」、「地区防災計画の策定」という「共助」に関する4つの項目について取り組むこととしています。

特に「地区防災計画」は、他の項目の延長上に位置付けられることから、各取組地域における地区防災計画の策定を目標に位置づけて、地域の課題解決に取り組んでいます。

取組の成果については、参画する各市の連携研究員が報告書としてまとめるとともに、その取組内容を事例として採り入れた手引書の作成を行い、県内市町を対象とした「共助」の取組の水平展開に活用していきます。

【主な事業】

- ・ 相談窓口の設置と運用
- ・ みえ企業等防災ネットワークの運営（BCP策定支援、防災研修等）
- ・ 地域防災研究会の開催
- ・ DONET研究会の開催 など

③ 情報収集・啓発事業

県民の防災意識向上を目的として、啓発コンテンツを整備するとともに、防災啓発事業を企画、実施しています。

令和元年が伊勢湾台風 60 周年、昭和東南海地震 75 周年の節目の年であることから、みえ風水害対策の日（9月26日）、みえ地震対策の日（12月7日）に合わせ、周年事業として、県民に防災について身近に感じてもらうためのシンポジウム等を開催します。

【主な事業】

- ・みえ防災・減災アーカイブ (<http://midori.midimic.jp/>) の運営
- ・伊勢湾台風 60 周年の集い・みえでの研修会の開催（9月）
- ・昭和東南海地震 75 周年シンポジウムの開催（12月） など

④ 調査・研究事業

研究機関としての大学の機能を活用し、大学教員と行政職員が一体となった実践的な調査および研究を実施しています。

令和元年度は「南海トラフ地震に関する調査研究」、「風水害に関する調査研究」、「家庭における耐震対策を促進するための調査研究」をテーマとして、調査・研究を実施します。

(2) 地域減災力強化推進補助金による市町の取組支援

地域減災力強化推進補助金については、これまで「発災直後の命を守るための対策」や「避難で助かった命を守るための対策」として避難後の対策を支援してきました。

「三重県防災・減災対策行動計画」の検証結果や平成 30 年 7 月豪雨をふまえ、頻発する風水害から住民の生命を守るため、適切な避難行動につなげる「共助」の取組を総合的・一体的に実施しようとする市町を支援するとともに、南海トラフ地震対策等の充実・強化のための取組を促進します。

【特別枠】風水害対策の緊急促進

平成 30 年 7 月豪雨の教訓をふまえ、頻発する風水害に対し、「住民の適切な避難行動につなげ、命を守る」取組を緊急的に支援（テーマ）

- ・自然災害への理解促進
- ・防災情報の適切な伝達
- ・避難行動につながる「共助」の取組の促進

【一般枠】南海トラフ地震対策等の充実・強化

近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震対策等の充実・強化のため、住民の耐震対策や避難、受援、復興に関する取組を支援

(3) その他の取組

① 「Myまっぷラン」の水平展開および避難所運営マニュアル策定指針による避難所単位の運営マニュアルの作成支援

住民一人ひとりの津波避難計画である「Myまっぷラン」を活用した取組など住民の適切な避難を促進するほか、男女共同参画や障がい者、外国人等への配慮の視点を取り入れている「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に基づき、避難所単位の運営マニュアルの作成を促進しています。さらに今年度からは地域減災力強化推進補助金において、これらの取組を進めるための事業計画の策定を求めることで、促進を図っています。

【主な事業】

- ・防災技術指導員による地域防災活動の支援 など

② 防災意識の醸成に向けた普及啓発

県民の皆さんに日頃から防災に関する正しい知識を身につけていただき、防災意識の向上を図ることを目的に、以下のような啓発事業を実施しています。

【主な事業】

- ・防災啓発専門員による防災啓発車（地震体験車3台）の運用
- ・みえの防災大賞による自主防災組織の顕彰
- ・自主防災組織交流会の開催 など

7 「防災の日常化」推進緊急プロジェクト事業について

1 現状

今年は伊勢湾台風 60 周年、昭和東南海地震 75 周年の節目にあたります。本県に多大な被害をもたらしたこれらの災害の記憶を風化させず、災害の教訓を次世代へ継承するとともに、県民の皆さんの防災意識を高める必要があります。

そのため、全国の自治体関係者が被災地の貴重な教訓や今後想定される巨大災害への備えを考える「自治体災害対策全国会議・伊勢湾台風 60 周年の集い・みえ」や「昭和東南海地震 75 周年シンポジウム」を開催します。

これらの取組を通して、「防災の日常化」の定着を図り、「災害に強い三重づくり」をより一層推進していきます。

なお、開催にあたっては、みえ防災・減災センターの持つ防災・減災に関する知見を活用するとともに、関係団体や県内市町が実施する事業とも連携し、あわせて周知を行うことで、県全体の取組となるように進めます。

2 取組概要

(1) 自治体災害対策全国会議・伊勢湾台風 60 周年の集い・みえ

日時 令和元年 9 月 19 日（木）から 20 日（金）

（自治体災害対策全国会議・伊勢湾台風 60 周年シンポジウム）

令和元年 9 月 21 日（土）

（伊勢湾台風 60 周年の集い・みえ）

場所 四日市市内

内容 伊勢湾台風 60 周年シンポジウムと自治体災害対策全国会議を一体的に開催するとともに、追悼式典や児童・生徒による学習発表会や啓発イベントを開催します。

主催 自治体災害対策全国会議実行委員会

共催 三重県、みえ防災・減災センター、（公財）ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 他

参加 約 1,000 人

(2) 昭和東南海地震 75 周年シンポジウム

日時 令和元年 12 月 15 日（日）

場所 東紀州地域

内容 昭和東南海地震の教訓を次世代に継承し、学校・地域・家庭が一体となった防災・減災対策を推進するため、基調講演、パネルディスカッションを開催します。

主催 三重県、みえ防災・減災センター、三重大学、津地方気象台

参加 約 300 人

8 災害対策活動体制の充実・強化について

1 現状

大規模災害や風水害等に備えて、県や市町等において、防災訓練の実施や三重県版タイムラインの運用、受援体制の整備のほか、市町での各種マニュアル作成に対する支援等により、公助の基盤となる県・市町等における活動体制の充実・強化に努めています。

2 令和元年度の取組

(1) 防災訓練の実施

① 概要

過去の災害の教訓をふまえ、即応型のより実践的な訓練を実施することにより、県民の防災活動に関する意識の醸成を図るとともに、市町や防災関係機関と連携して、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制を整備します。

② 防災訓練の基本的な考え方

近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、県・市町・防災関係機関等が連携した実践的な実動訓練および県災害対策本部や県地方災害対策部が主催する図上訓練等を通じて、実践的な災害対応力の向上を図ります。

また、今年度は、伊勢湾台風60周年および昭和東南海地震75周年の節目にあたることから、これらを踏まえた訓練を実施することにより、改めて県民の防災意識向上を図ります。

③ 実動訓練

ア 伊勢湾台風60周年防災訓練

三重県および桑員2市2町で構成する「桑員地域防災対策会議」では、スーパー伊勢湾台風の襲来を想定し、海拔ゼロメートル地帯から市町域を越えた広域避難対策を検討しており、具体的な行動計画として「桑員地域広域避難タイムライン」(仮称)を策定中です。

本訓練は、上記タイムライン(仮称)を踏まえた広域避難、実践的な講演、避難時機を逸し孤立した住民の救出・救助等を実施することにより、広域避難の有効性並びに問題点を検証するとともに、地域住民の防災意識向上を図ることを目的として、関係市町と連携し実施します。

開催日：令和元年9月1日(日)

場所：木曾岬町(メイン)、桑名市、いなべ市、東員町(サテライト)

イ 近畿府県合同防災訓練・三重県総合防災訓練・関西広域応援訓練

内陸直下型地震及びプレート境界型地震を想定し、地域の災害特性、住民参加、関係機関との連携強化の視点および三重県広域受援計画をふまえつつ、実際の災害対応において活動する場所、実動可能な人員、施設、資機材、各種協定等を活用する実践的な訓練を、緊急消防援助隊近畿ブロック合同防災訓練と連携し、同時開催します。

開催日：令和元年10月27日（日）

場所：松阪市（メイン）、津市、伊賀市、明和町（サテライト）

④ 図上訓練

これまでの検証で明らかになった課題に対し、対応能力の着実な向上を図るとともに、関係機関との連携強化を推進しつつ、組織的な活動能力の向上を図るため、伊勢湾台風60周年防災訓練と連動した総合図上訓練（8月30日）および緊急消防援助隊近畿ブロック合同防災訓練の初動部分を構成する図上訓練（10月26日）を実施します。

また、各地方災害対策部においても地域の災害特性に応じた対応力向上をめざし、図上訓練等に取り組んでいきます。

⑤ 他府県等と連携した訓練

近隣府県との災害応援協定等に基づき、災害時の連携強化を図るため実施します。

- ・中部ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会
広域防災訓練（静岡県） 9月1日（日）
- ・緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練（福井県） 11月1日（金）～2日（土）
- ・中部緊急災害現地対策本部訓練 11月19日（火）
- ・自衛隊防災訓練（南海レスキュー31） 令和2年2月～3月
- ・中部9県1市広域災害時等応援協議会 情報伝達訓練 時期未定
- ・関西広域応援訓練（図上訓練） 時期未定

(2) 受援計画の市町展開について

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際には、国や他県等からの応援活動が実施されます。こうした応援活動を受けて、被災者の支援を効果的に行うためには、被災した市町と県とが一体となって受援活動を進めることが重要となります。

このため、本県では、「三重県広域受援計画」に基づき、実効性を高めるための訓練等を行っていますが、平成31年3月、県内市町における受援体制づくりをより一層進めていただけるよう、「三重県市町受援計画策定手引書」を作成しました。

手引書をもとに、4月に各地域防災総合事務所（地域活性化局）単位の説明会で市町に対して、策定手順や受援計画の有効性を説明しました。

また、今後、本庁において、市町受援計画に係る研修会を開催し、市町の担当者の理解を深め、計画策定への環境整備を支援していきます。

(3) タイムラインの市町展開について

「三重県版タイムライン」とは、発災前から予測できる風水害に対し、県における災害対応の事前対策から発災後の対応まで、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理することで、被害の最小化をめざすためのものです。

県においては、台風到達前にタイムラインを発動し、「抜け・漏れ・落ち」のない対策を講じているところです。被害を最小にするためには、県だけでなく被害が想定される市町も一体的に取り組むことが重要であり、平成31年3月、関係市町との意見交換等を経て、「市町タイムライン基本モデル」を作成しました。

このモデルをもとに、4月に各所（局）単位の説明会で市町に対して、策定手順や受援計画の有効性を説明しました。

今後は、出水期後に三重県版タイムラインの運用および先行して運用する市町による振り返りを実施します。未運用の市町にも課題等を共有することで、市町タイムラインの策定を働きかけます。

【参考】市町受援計画・タイムラインの市町展開スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
<p>■各所（局）での説明会開催 （主な内容） ・基本モデル、手引書の説明 ・効果や有用性の説明</p>	<p>■スケジュールの取りまとめ （主な内容） ・管内市町の策定スケジュールの取りまとめ</p>		<p>■各市町・地方部職員を対象に研修会開催 （主な内容） ・自治体職員・物資・ボランティアの受入れ（その他） ・参加市町の現状や課題等の共有</p>				<p>■各所（局）で振り返り・課題検討 （主な内容） ・運用、訓練の振り返り（課題の整理とタイムライン、受援計画への反映の検討） ・参加市町のタイムライン、受援計画の検討状況の共有、働きかけ</p>				
各所（局）単位で開催される会議等の場において、管内市町の現状等の共有											

(4) DONETを活用した津波予測・伝達システム

① DONET (Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamis) とは

DONETとは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する「地震・津波観測監視システム」のことで、南海トラフ地震の震源域周辺に強震計や水圧計からなる観測装置を設置し、地震や津波の発生を常時監視しています。熊野灘沖の東南海地震の震源域に設置されたDONET1と、潮岬沖から室戸岬沖の南海地震震源域に設置されたDONET2とがあり、DONET1は平成23年8月から、DONET2は平成28年4月から運用されています。

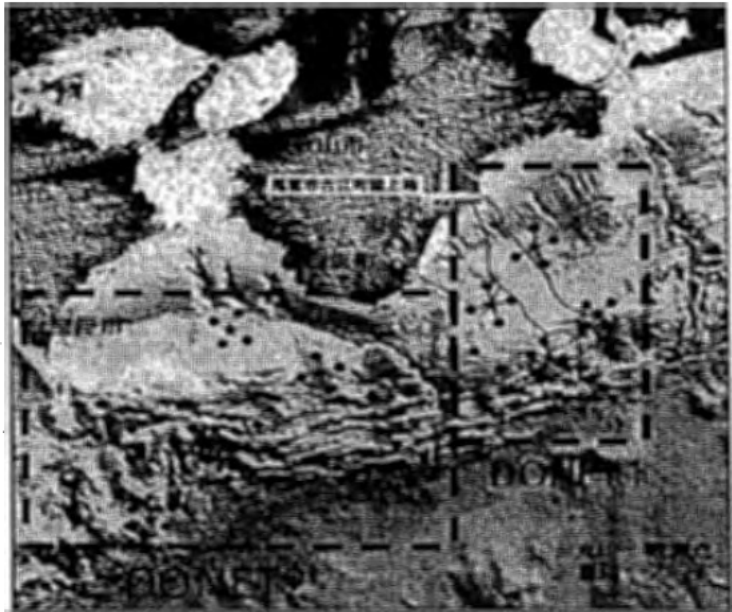
② 「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の展開

県では、このDONET1の観測情報を活用し、津波の発生を緊急速報メールで地域住民に伝え、津波の到達時間や高さ、浸水区域等を即時に予測して県庁に設置されたモニター等に表示する「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を伊勢志摩サミットの地震・津波対策として整備し、平成28年5月から伊勢志摩地域で運用を開始しています。

また、伊勢志摩地域と同様に、南海トラフ地震発生時に深刻な津波被害が想定されている県南部7市町（南伊勢町（旧南島町地域）、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）に本システムを導入するため、平成29年4月1日からDONETの運用を行う国立研究開発法人防災科学技術研究所（茨城県つくば市）へ県職員を派遣し、津波被害想定データの作成等、必要な作業を実施したところです。

さらに、システムによる津波即時予測情報を県以外の機関に提供することは、気象業務法上の予報業務にあたることから、津波被害が予想される市町に情報提供する場合であっても、同法に基づく津波予報の認可を取得する必要があります。

・三重県が活用する DONET1 には、20 の観測点があり、各観測点には、強震計、広帯域地震計、水晶水圧計などの観測装置が設置され、さまざまなタイプの海底の動きを捉えることが可能である



DONET を活用した津波予測・伝達システムの機能と特長



(2) 津波即時予測機能

地名	最早到達時刻	最大波高 (m)
南伊勢	★ 09:04	1224
伊勢湾	★ 09:04	1224
志摩	★ 09:06	1205
伊賀	★ 09:11	1186

(1) 緊急速報メール
津波を観測したことを伝え、高台避難を促す内容のメールを対象地域の住民等へ一斉に送信。

(2) 津波即時予測機能
津波が沿岸部に到達する時間や高さ、陸地での浸水域や浸水深等を予測し、県庁モニター等に表示。

(1) 緊急速報メール
 ○津波の観測が継続している場合は、これを知らせるメールを1時間ごとに発信し、浸水地域に戻ることを防止する。
 ○メール本文は和英併記とし、日本語を母語としない人にも情報を提供する。

(2) 津波即時予測機能
 ○地震発生直後や夜間等、防災ヘリ等で現地の確認が困難な場合であっても、システムが表示する情報に基づき、人員派遣の配分決定等、早期の災害対応に活用する。

ア 伊勢志摩地域及び南部地域での活用

現在、津波予報にかかる気象業務法認可を取得するため、申請しているところです。

今後、この認可取得により、現在は県内部でのみ活用されている津波即時予測情報を、伊勢志摩地域及び南部地域の市町の災害対策活動等で活用していきます。

イ 伊勢湾岸地域への展開

伊勢市以北の伊勢湾岸地域において、システム整備について9市町から合意をいただきました。

今後、津波予報業務認可に向けて津波被害想定データの作成等、必要な作業を実施していきます。

(5) 海拔ゼロメートル地帯における広域避難

県北部の海拔ゼロメートル地帯は、スーパー伊勢湾台風が襲来したり、大規模な地震が発生した場合、道路被害や長期間にわたる浸水の継続等によって甚大な被害が生じることが懸念されています。

こうしたなか、桑員2市2町においては、桑員2市2町と桑名地域防災総合事務所で構成する桑員地域防災対策会議で、当該地域の多数の住民を自治体の枠を越えて円滑に避難させるため、海拔ゼロメートル地帯の広域避難対策に取り組んでおり、昨年度には平成27年度に策定した「広域避難実施要領〈風水害編〉」に周辺駐車場の確保や一時滞在施設までの輸送手段の確保等を盛り込む改正をしました。

今年度は、引き続き具体的対応についての検討を行うとともに、広域避難訓練を伊勢湾台風60周年防災訓練の中で実施し、検討項目の検証を行い、広域避難対策の取組に反映していきます。

(6) 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応について

南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、住民の被害を最小限にするため、地方公共団体や企業等が、とるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画として取りまとめるために参考となる事項を記載したガイドラインが、平成31年3月に公表されました。

ガイドラインによると、地震がM8以上の地震の発生(半割れ)であった場合、国から、あらかじめ定めた防災対応を1週間とるべき旨の連絡があることになっており、大きな被害がなくとも、市町には、住民事前避難対象地域(健全者が直ちに避難できない地域)^{*1}及び高齢者等事前避難対象地域(高齢者等が直ちに避難できない地域)^{*2}の住民に対して、最初の地震から1週間、避難対策を講じることが求められています。

事前避難対象地域(津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域)がある市町を基本として、事前に対象地域の設定、避難者数の算定、避難所等の確保(候補リスト作成)、避難の周知手法の確立などを行い、市町の地域防災計画に反映することなどが求められます。

今年度は、国のガイドラインをふまえ、本県の地域防災計画等を修正するとともに、市町に情報提供し、相談や助言を行うほか、津地方気象台や事前避難対象地域の市町等の参画を得て、年度内に数回、「防災施策に関する研究会」を開催し、市町における計画策定に関する課題や進捗状況に関する情報共有を図りながら、具体的な計画策定を支援します。

国を挙げて南海トラフ地震への対策を進めていこうとするこの機会をとらえて、市町や関係機関と一体となって、各地域の災害対応力の向上をめざします。

※1 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難勧告等を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

※2 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難準備・高齢者等避難開始を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応について

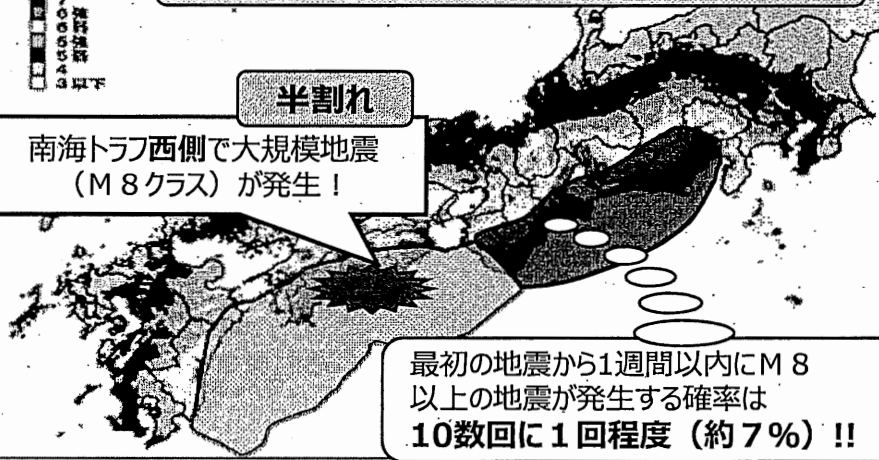
南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）より

「半割れ」後の後発地震に備えた対応

震度階級
7
6
5
4
3以下

半割れ

南海トラフ西側で大規模地震（M8クラス）が発生！



最初の地震から1週間以内にM8以上の地震が発生する確率は10数回に1回程度（約7%）!!

住民は、「半割れ」後、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要。

市町は、後発地震が発生してからの避難で間に合うか否かを検討し、間に合わないところは事前避難対象地域として設定。（30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本とし、地域の状況に応じて設定）

市町はあらかじめ、後発地震に備えた避難所を確保し、避難所は1週間を基本とした避難生活が可能で個所を選定。

県の取組

- 1 県内市町との研究会の開催、各種情報提供、国への提言
- 2 避難計画策定に当たり、地域減災力強化推進補助金の活用促進
- 3 県民への意識啓発の推進（避難の必要性等）
- 4 防災関係機関との連携
- 5 市町間の調整（進捗確認、避難所確保等）、その他

地域防災計画への反映

○政府は被災地以外の地方公共団体に対して、あらかじめ定めた防災対応を1週間とるべき旨を連絡。
⇒1週間経過後、被災地を除いて避難の解除とともに引き続き警戒を呼び掛け。

最初の南海トラフ地震が起きる前に、住民の1週間の避難をサポートするための事前対策を講じておくことが重要

市町に求められる役割（海に面した18市町が基本）

- ① 事前避難対象地域の設定
- ② 避難者数の算定・必要となる避難所の確保
- ③ 避難行動要支援者に対する対策の実施
- ④ 避難に関する周知手法の確立
- ⑤ 避難行動に関する計画の策定（検討にあたっては、住民や関係機関と協議。⇒住民とのワークショップ、地域の防災訓練等を活用）
- ⑥ 事前避難対象地域内の企業、学校、病院、福祉施設等と各種の調整

地域防災計画への反映

上記以外の市町においても後発地震への備えが必要

土砂災害警戒地域等への対応 住民の自主避難ニーズへの対応

平時の避難のため、上記の18市町単独では避難所が確保しづらい。
⇒上記市町以外で避難所確保の協力

地域防災計画修正は全市町で必要

これまでの取組の延長線上として、南海トラフ地震に備えることで、風水害や直下型地震にも対応できる!!

国・県・市町等が連携し、

地域防災力の向上

防災の日常化

の実現を！

9 迅速な対応に向けた防災情報の共有化について

1 防災情報プラットフォーム

(1) 概要

県災害対策本部活動の支援のほか、様々な災害情報等を収集し、提供する仕組みである防災情報プラットフォームは、①「防災みえ.jp」ホームページ ②「防災みえ.jp」防災情報メール等配信サービス ③市町等から被害情報等を収集し災害対策本部の活動を支援する防災情報システムで構成しています。

①「防災みえ.jp」ホームページ

県が収集した気象情報、地震・津波情報、ライフライン情報等の防災・災害に関する情報を県民等に提供するシステムであり、これまでの文字による情報に加え、避難勧告・指示、避難所開設、被害状況については、地図を活用した情報提供も行っています。

また、防災に関する各種資料等を提供するとともに、気象情報、地震・津波情報等については、携帯電話用サイトでも提供しています。

②「防災みえ.jp」防災情報メール等配信サービス

登録者に電子メールで気象情報、地震・津波情報等の提供を行うシステムであり、登録者数は約43,728人です。(平成31年3月末現在)

また、より分かりやすく情報を伝えるため、ツイッターやLINEによる気象情報、地震・津波情報等の提供を行っています。

③ 防災情報システム

県災害対策本部の設置時に、市町等から被害情報や避難情報を収集し、市町の避難に関する情報をLアラート^{*}に発信するとともに、県、市町、消防本部、その他の防災関係機関で災害に関する情報を共有するシステムです。

収集した情報は、時系列に進捗管理を行うとともに、地図を活用して重ね合わせて表示させることなどにより、視覚的に状況把握や対策立案を行うことができます。

^{*}Lアラートとは、災害発生時に、地方公共団体やライフライン事業者等が、放送局等のメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を伝達するための共通基盤(災害情報共有システム)で、総務省が普及に向けて取り組んでいます。

(2) 令和元年度の取組

ホームページについては、県民の皆さんが身を守るために必要な情報をわかりやすく提供できるよう、情報の内容や提供方法について充実を図っていきます。

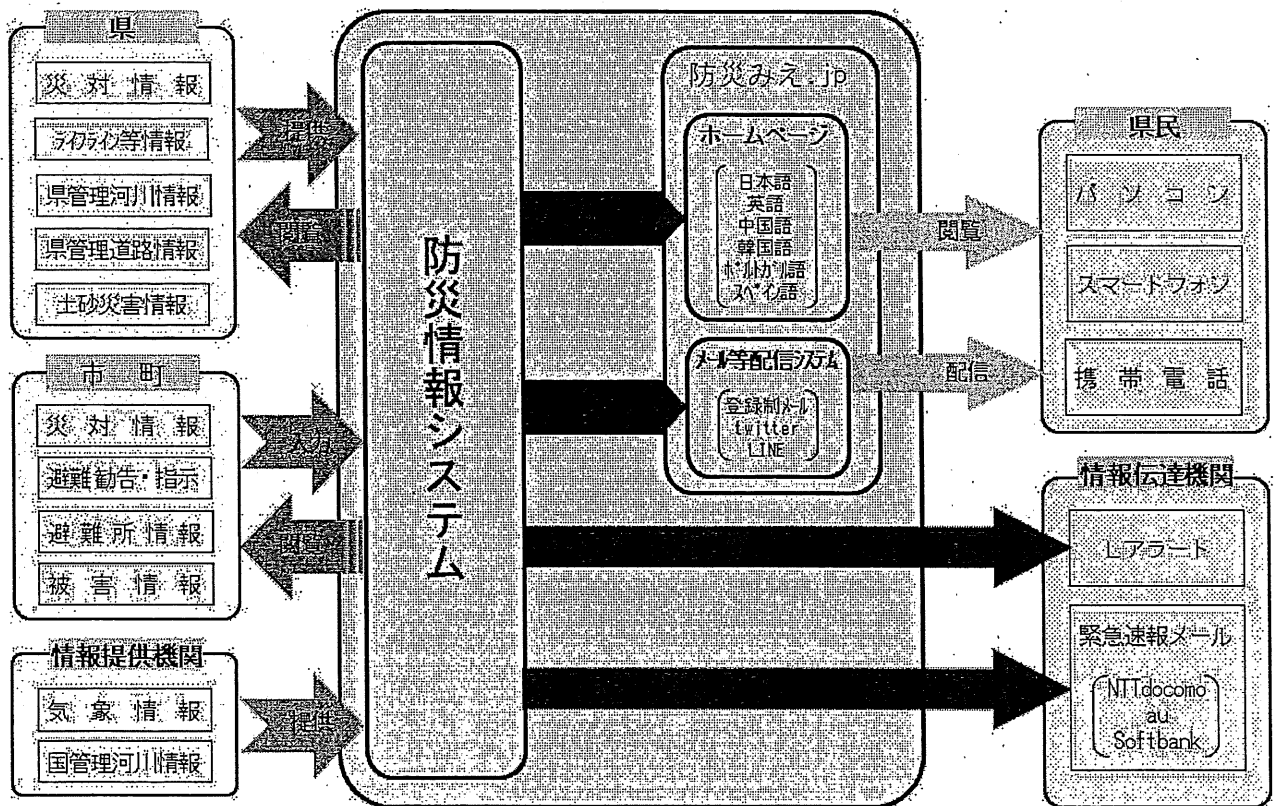
また、メール等配信サービスについては、配信内容や利用方法等について周知・啓発を行うことにより認知度を高めて、県民の皆さんの「自助」「共助」の促進に繋げていきます。あわせて、ツイッターやLINEによる情報発信については、県民の皆さんの適切な避難行動につなげられるよう、わかりやすく呼びかけることなどに注力します。

さらに、防災情報システムについては、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令情報に対応して運用を行う他、災害対策本部活動の支援機能についても継続的な改善を図っていきます。

なお、令和元年度には、防災情報システムにおいて、次の機能の改善および追加を行います。

- ・防災情報システムの地図上に、国が管理する河川及び道路映像のリンクを貼付ける
- ・三重県版タイムラインに基づく対応状況を監視する機能を追加する

防災情報プラットフォームの概要



2 防災通信ネットワーク等

(1) 概 要

① 防災通信ネットワーク

災害時に防災関係機関相互の通信を確保する「防災通信ネットワーク」は、「地上系防災行政無線」「衛星系防災行政無線」「有線系通信」で構成し、県庁舎、市町役場、消防本部、警察署、災害拠点病院、国等の関係機関に設置しています。

気象警報・注意報等の防災気象情報について、防災通信ネットワークを通じて、防災関係機関に迅速かつ確実に伝達しています。

機 関 名	設置機関数	設置箇所数			
		地上系	衛星系	有線系	
中継所	—	23	—	—	
県庁舎等	13	13	10	13	
端末局	116	132	52	74	
(内 訳)	市 町	29	46*	29	45*
	消防本部	15	15	15	15
	警察署関係	19	19	1	0
	医療関係	18	18	4	0
	報道関係	3	3	0	0
	県地域機関、県関係	19	19	0	12
	国関係	8	7	3	2
ライフライン	5	5	0	0	
合計	129	168	62	87	

※ 市町の地上系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため

ア 地上系防災行政無線

山上等に設置した中継局を介して防災関係機関に設置した固定局および車等の移動局の相互間で音声通信等を行う無線通信設備です。

イ 衛星系防災行政無線

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関や可搬型無線機の相互間で音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。現地からの映像伝送やテレビ会議等にも利用できます。

ウ 有線系通信

インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

② 防災ヘリコプターテレビ映像伝送設備

災害時に、防災ヘリコプターにより撮影した被災地の画像情報等を、伝送設備を活用して災害対策本部でリアルタイムで確認できます。

(2) 令和元年度の実施

現在使用している地上系防災行政無線設備は、前回整備から14年が経過し、老朽化による故障が増加してきていることや、一部の無線機が電波関係法令の改正により令和4年11月までしか使用できないこと、また、有線系通信設備は機器が保守期限を迎えていることや、使用しているOSのサポートが終了していることから、地上系防災行政無線設備及び有線系通信設備の更新工事（令和元～4年度）に着手します。

(3) 防災通信ネットワーク更新工事に係る事業費

① 地上系多重無線・有線系通信設備の更新工事に係る事業費

全体工事費 4,247,243千円

R1年度 567,270千円（R1予算）

R2年度 3,679,973千円（債務負担）

② 地上系260MHz帯無線設備の更新工事に係る事業費

全体工事費 4,102,120千円

R1年度 185,900千円（R1予算）

R2年度 1,415,040千円（債務負担）

R3年度 1,592,580千円（ 〃 ）

R4年度 908,600千円（ 〃 ）

①、②とも今年度に仮契約し、工事請負契約についての議案を11月定例会に提出する予定です。

(参考)

○ 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。

一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。

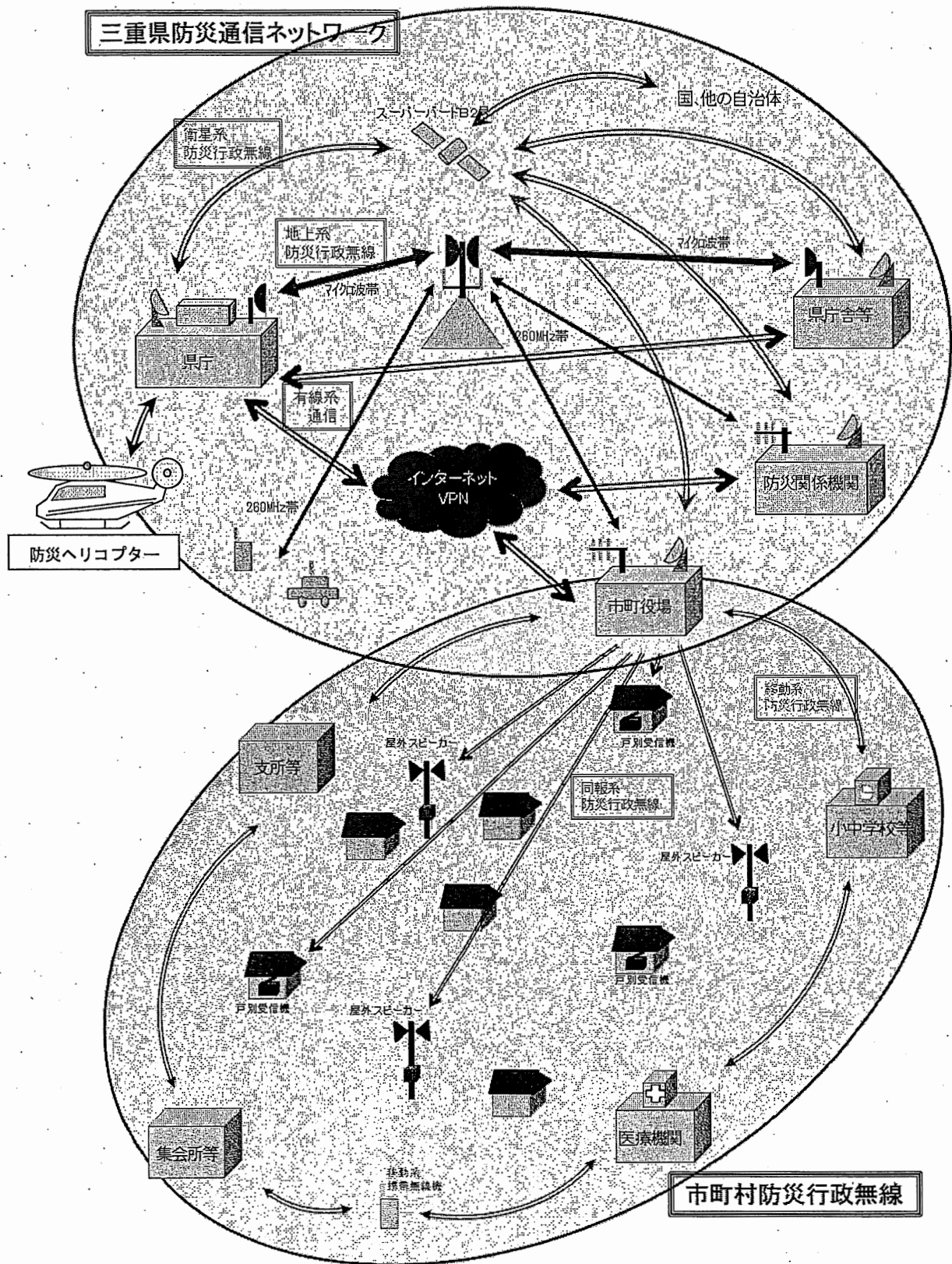
もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

現在、29市町のうち、28市町が同報系無線※を、29市町が移動系無線を整備しています。

また、再整備に合わせてデジタル化を図っています。

※ 同報系無線を未整備の名張市は、コミュニティFM放送にて対応

「三重県防災通信ネットワーク」と市町の防災行政無線



3 震度情報システム

(1) 概要

震度情報システムは、県内の市町及び支所等の 69 箇所に設置した震度計による震度情報の収集を行っており、その情報は災害対策本部における被害状況の推定及び初動対応の検討等に活用するとともに気象庁及び消防庁に伝送しています。

気象庁では、気象庁が設置している震度計による震度情報、全国の都道府県が設置している震度計による震度情報、国立研究開発法人 防災科学技術研究所が設置している震度計による震度情報を集計し、データの確からしさの検証を行ったうえで、一般に公表しています。

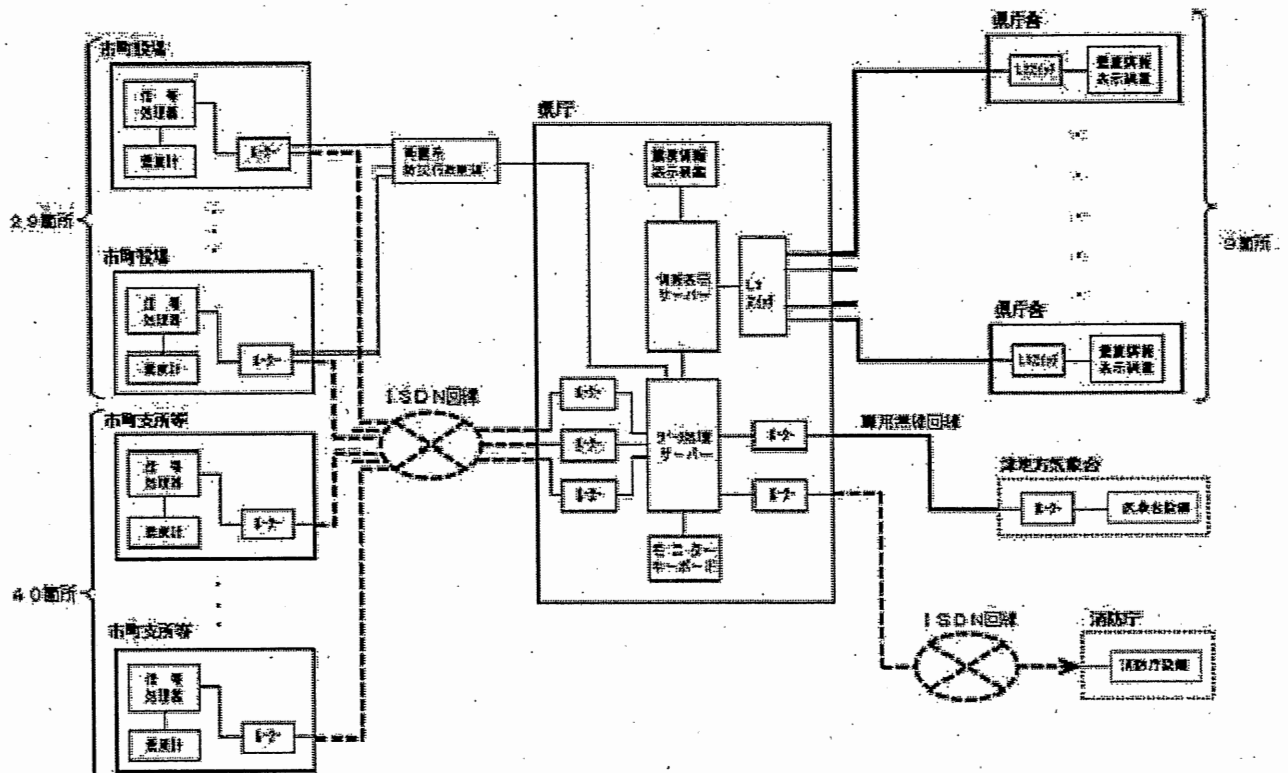
また、消防庁では、全国の都道府県が設置している震度計による震度情報を集計し、被害状況の推定及び初動対応の検討に使用しています。

(2) 令和元年度の取組

これまで使用していたシステムは、サーバー等の機器の保守対応期限が過ぎていること、また、震度計についても製造が終了し修理が不可能なことから、保守運用が困難となってきており、震度情報の確実な収集体制を維持するため、平成 30 年度にサーバーと、2 箇所の震度計を更新しました。

令和元年度は、残り 67 箇所の震度計の更新工事（令和元～2年度）に着手します。

震度情報システム構成図



10 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等について

県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」および「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動の手引きとなるものです。

2 危機管理体制について

平成 24 年度から、多岐にわたるリスクに対して、より一層、的確な対応を図るため、危機管理に関して全庁を統括するとともに、危機発生時における各部局横断の強い指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置し、危機管理体制を強化しています。

また、平成 25 年度には、地域における危機管理機能を強化するため、「危機管理地域統括監」を設置しています。

さらに、各部局等に「危機管理責任者」を配置し、「危機管理責任者会議」の設置により部局間の連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

危機発生時には、必要に応じて危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応します。

3 主な取組

(1) 危機・リスク情報の早期把握と対応

各部局等において、危機・リスク情報（県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や県の組織運営において県民の信頼を損なう事態の発生につながる恐れがある情報）を認知した場合には、危機管理統括監から知事へ迅速に報告を行うとともに、各部局等に対し、その処理対応について助言、調整等を行っています。

(2) 発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システム的な要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じることとしています。

(3) リスク情報等の活用

職員向けの庁内ホームページや庁内メールを活用し、危機管理に関する情報等について全庁へ情報共有を行うことにより、危機発生 of 未然防止を図っています。

(4) 危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組の改善を支援しています。

(5) 研修・訓練

ア 新任所属長、新任班長等を対象とした職務に応じた危機管理研修を実施

イ 課長等（本庁の課長および地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施

ウ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

4 今後の取組

引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

また、各部局の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確に対応していきます。

11 国民保護の推進について

1. 国における関係法令等の整備について

- ・平成 15 年 6 月 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)の制定
- ・平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)の制定
- ・平成 17 年 3 月 「国民の保護に関する基本指針」(以下、国基本指針)を閣議決定(都道府県国民保護モデル計画の公表)

2. 県における国民保護計画の作成について

関係法令や国基本指針に基づき、県では、平成 18 年 3 月に、「三重県国民保護計画」(以下、県国民保護計画)を作成しました。(県内全市町も作成済)

その後、国基本指針等の改正に基づき、所要の変更を行ってきましたが、平成 29 年 12 月に国基本指針が新たに変更されたこと等をふまえ、昨年 4 月に県国民保護計画を変更しました。

3. 県国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動対応の確認、関係機関相互の連携強化等、対処能力の向上を図るため、平成 19 年度から県国民保護計画に基づく訓練を実施しています。昨年度は、平成 31 年 1 月に国、桑名市との共同図上訓練を実施しました。

なお、今年度は、市町を対象とする国民保護訓練に関する研修会を開催します。

【これまでの訓練実績】

- ・図上訓練(県単独)：平成 19、21、22、23、26 年度
- ・図上訓練(国共同)：平成 20、27、28、30 年度
- ・実動訓練：平成 24 年度
- ・弾道ミサイルを想定した住民避難訓練：平成 29 年度

4. ^{ジェイ・アラート}J-ALERT*の整備および訓練

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段である Jアラートが県内すべての市町に整備されています。

昨年度は、配信情報量の増加等に対応するため、県・全市町において、Jアラート受信機の更新を行いました。

今年度も昨年度と同様に全国一斉情報伝達試験が 4 回(令和元年 5 月 15 日、8 月、12 月、令和 2 年 2 月)実施されるため、これらの試験を通じて、市町の対応力の向上を支援していきます。

なお、弾道ミサイルが本県に飛来する可能性がある場合の対処について、Jアラート作動と同時に、知事を本部長とする「三重県危機対策本部」を設置し、初動対応にあたることとしています。

***J-ALERT (全国瞬時警報システム)**

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

5 避難施設の指定

県においては、県国民保護計画に基づき、地域の実状をふまえ、市町と連携・協力し、避難施設の指定を行ってきたところです。

昨年度は、県国民保護計画の変更内容（地下施設等の避難施設への指定の促進）をふまえ、県管理道路の地下通路（20 か所）を避難施設に指定しました。

現在、国管理道路の地下通路などの避難施設への指定について関係機関との調整を進めています。

【避難施設の指定状況】

平成 30 年 4 月 1 日現在： 施設数 1,882 収容人数 3,135 千人

別冊 1

令和元年 5 月

事務事業概要

防災対策部

事 務 事 業 概 要

項 目	概 要
<p>(防災対策総務課) 課長 清水英彦 (059-224-2181)</p> <p>1 防災ヘリコプターの運航管理</p>	<p>県内の消防本部から派遣された消防職員による防災航空隊を組織し、防災ヘリコプター「みえ」を活用して、救急救助活動、消火活動、被害状況の調査、緊急物資の輸送等の消防防災活動を行う。</p>
<p>(消防・保安課) 課長 竹村茂也 (059-224-2108)</p> <p>2 消防・保安行政の推進</p>	<p>1 消防体制の強化 消防体制の充実強化を図るため、消防の広域化及び連携・協力を進めるとともに、消防救急デジタル無線（共通波）の管理・運用の支援を行う。</p> <p>2 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用 三重県救急搬送・医療連携協議会等の運営を行うとともに、傷病者の症状等に対応できる医療機関への迅速かつ適切な救急搬送のための「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適切な運用を行う。（医療保健部地域医療推進課と共管）</p> <p>3 緊急消防援助隊制度の運用 緊急消防援助隊の訓練の支援、応援出動及び受援計画の見直し等、緊急消防援助隊制度の効果的な運用を行う。令和元年度は、近畿ブロック 2府 7 県による合同訓練を県内で実施する。</p> <p>4 救急救命士等の資質の向上 救急業務の高度化への対応と救命率の向上を図るため、救急救命士の特定行為実施のための講習や指導救命士養成のための講習等を行う。</p> <p>5 消防団の活性化 団員数の減少・高齢化等の課題をかかえる消防団について活性化を図るため、条例定数の確保、地域住民への情報発信、機能別消防団の設置促進等に関する国からの通知等に基づき、入団促進活動や研修等の諸事業を行う。</p>

項 目	概 要
(つづき)	<p>6 高圧ガスの保安</p> <p>(1) 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、消費に係る許認可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施する。 また、高圧ガス保安担当者に対する保安講習や管理職を対象とした保安対策セミナー等を行い、コンプライアンスを徹底することで、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵の許可、供給施設等の完成検査及び保安検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>7 火薬類の保安</p> <p>火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵等に係る許認可、火薬庫等の完成検査及び保安検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>8 猟銃製造販売の適正管理</p> <p>武器等製造法に基づき、猟銃等の製造、販売等の許可及び立入検査等を実施し、保管、管理の徹底を図る。</p> <p>9 電気関係の保安</p> <p>(1) 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録、更新、電気工事業者の事務所の立入検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 電気用品安全法に基づき、電気用品販売店に対する立入検査を実施し、不良品の市場流出防止、事故防止を図る。</p> <p>10 住宅防火及び火災予防の推進啓発</p> <p>火災による被害を減らすため、消防本部と連携して住宅用火災警報器等の普及促進を図り、県民及び事業所等の防火意識を高める。</p> <p>11 危険物取扱者及び消防設備士講習の実施</p> <p>危険物取扱者及び消防設備士に対する講習を実施し、危険物施設等における事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p>

項 目	概 要
<p>(つづき)</p> <p>(防災企画・地域支援課) 課長 川邊正樹 (059-224-2184)</p> <p>3 防災・減災対策の推進</p>	<p>12 石油コンビナート防災対策</p> <p>石油コンビナート等災害防止法に基づき、三重県石油コンビナート等防災計画を定め、高圧ガス保安法、消防法等の個別法による規制のほか、石油コンビナート等特別防災区域を一体としてとらえた防災体制の確立を促進する。</p> <p>1 三重県地域防災計画の推進</p> <p>災害対策基本法に基づく県の総合的な防災計画として、国の防災基本計画や制度改正、各部局や防災関係機関からの意見、直近の災害で明らかになった課題等を反映した修正を行い、「自助」「共助」「公助」の取組を推進する。</p> <p>2 三重県防災・減災対策行動計画の推進</p> <p>南海トラフ地震や内陸活断層による地震・津波に対し、「三重県防災・減災対策行動計画」に掲げた防災・減災対策を着実に推進し、県のめざす「防災の日常化」の定着を図る。</p> <p>3 DONETを活用した津波予測・伝達システムの展開</p> <p>南海トラフ地震による津波対策として、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を伊勢志摩・南部地域で運用するとともに、伊勢湾岸地域への導入を関係市町と連携して進める。</p> <p>4 地域の防災・減災対策の推進</p> <p>県と三重大学が共同して設立した、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」において、防災に関する人材の育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上を図る。</p> <p>5 地域防災課題解決プロジェクトの推進</p> <p>「三重県防災・減災対策行動計画」策定にあたって実施した防災・減災対策の検証結果によって明らかになった「共助」の課題を解決するため、効果的な解決手法の検討、地域での実践・検証に取り組み、県内市町への水平展開を図る。</p>

項 目	概 要
<p>(つづき)</p>	<p>6 緊急避難体制の整備 大規模災害時における避難体制を整備するため、「津波避難に関する三重県モデル」「避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開を図る。</p> <p>7 市町の防災・減災対策支援 地震・津波及び風水害に備えるため、市町が実施する地域特性に応じた防災・減災対策を地域減災力強化推進補助金等により支援するとともに、防災技術指導員・防災啓発専門員を派遣し、図上訓練実施や自主防災組織の活性化等の取組を支援する。</p> <p>8 「防災の日常化」推進緊急プロジェクトの実施 令和元年が伊勢湾台風 60 周年・昭和東南海地震 75 周年の節目の年であることから、自治体災害対策全国会議、伊勢湾台風 60 周年の集い・みえ、昭和東南海地震 75 周年シンポジウムを開催することにより、過去の災害の教訓を次世代に継承し、県民の防災意識の醸成を図る。</p>
<p>(災害対策課) 課長 内山敦史 (059-224-2189)</p> <p>4 防災体制の整備</p>	<p>1 災害対策本部体制の整備 多様な災害に迅速かつ的確に対応できるよう、訓練等を通じて災害対策本部体制を検証し、災害対応能力の向上をめざす。</p> <p>2 受援計画・タイムラインの市町展開について 県と市町が一体となった災害時受援体制の構築や災害対応力の向上に向け、昨年度作成した「三重県市町受援計画策定手引書」「市町タイムライン基本モデル」を用いて、市町の受援計画及びタイムラインの策定を支援する。</p> <p>3 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応 国が公表したガイドラインを踏まえた南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応を県地域防災計画へ反映するとともに、各地域の現状に即した具体的な対応について検討し、市町の地域防災計画等への反映を促進する。</p>

項 目	概 要
(つづき)	<p>4 広域避難体制の整備 県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯における広域避難に向けた体制整備を支援する。</p> <p>5 広域防災拠点施設の維持管理 大規模災害時の県内への広域的な応援・受援体制の拠点としての役割を担う広域防災拠点の適切な維持管理を行う。</p> <p>6 県職員の防災対応力向上 県災害対策本部の機能が迅速に発揮できるよう、防災研修、情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練等の実施により、県職員の防災意識及び対応力の向上を図る。</p> <p>7 防災訓練の実施 過去の災害の教訓を踏まえ、地域住民、県職員及び防災関係機関職員の防災意識の醸成、防災対応力の向上を目的として、地域の特性を考慮した実践的な総合防災訓練、発災後の様々な局面の想定や応急対策活動における各機能に着眼した図上訓練等を実施する。</p> <p>8 防災情報プラットフォームの管理・運営 防災情報プラットフォームにおいて、防災情報システムによる災害情報の収集や災害対応を行うとともに、県民に対し、「防災みえ.jp」ホームページによる気象情報やSNS等を活用したわかりやすい防災情報の提供、メール等配信サービスによる気象情報の提供を行う。</p> <p>9 防災通信ネットワークの管理・運営 気象警報・注意報等の防災気象情報について、防災通信ネットワーク（地上系・衛星系防災行政無線設備及び有線系通信設備）を活用して、防災関係機関に迅速かつ確実に伝達し、災害防止に努める。</p> <p>10 震度情報システムの管理・運営 災害の予防・軽減を図るため、震度情報を収集し、関係機関に伝達する。</p>

項 目	概 要
<p>(危機管理課) 課長 中井宏文 (059-224-2734)</p> <p>5 危機管理の推進</p> <p>6 国民保護の推進</p>	<p>全庁的な危機発生時の対応のほか、危機情報の早期把握と対応、リスク情報の収集・共有、研修・訓練の実施、各部局等の危機管理に対する助言、支援、連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理の推進に取り組む。</p> <p>三重県国民保護計画に基づく有事への対応を、より迅速かつ的確に実施するため、国民保護訓練等を実施する。</p>

令和元年度当初予算主要事業

別冊 2

防災対策部

政策名、施策名及び事業の内容	担当課 (電話番号)
<p>《政策名：防災・減災》</p> <p>(施策名：(111) 災害から地域を守る人づくり)</p> <p>1 「みえ防災・減災センター」事業 14,400千円 【(11101) 防災人材の育成・活用】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) みえ防災・減災センターにおいて、防災に関する人材の育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究の取組を通して、県内の防災・減災対策を推進し、「防災の日常化」の定着を図ります。</p> <p>2 (新) 「防災の日常化」推進緊急プロジェクト事業 4,504千円 <事業実施期間：令和元年度> 【(11101) 防災人材の育成・活用】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 伊勢湾台風60周年、昭和東南海地震75周年の節目にあわせて、災害への備えの大切さなどを次世代に継承するとともに、県民の防災意識の醸成を図るため、自治体災害対策全国会議やシンポジウム、啓発イベント等をみえ防災・減災センターと連携して開催します。また、近年発生した災害の教訓をふまえ、三重県防災対策推進条例の見直しを行います。</p> <p>3 地域防災課題解決プロジェクト事業 2,000千円 【(11101) 防災人材の育成・活用】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 県内外で頻発する災害におけるさまざまな課題をふまえるとともに、南海トラフ地震も想定し、「共助」の取組の活性化を図るため、みえ防災・減災センターが主体となり、センターに職員を派遣した市町におけるワークショップ等での実践・検証をふまえ、課題解決に向けた手引書を作成し、県内市町への水平展開を図ります。</p>	<p>防災企画・地域支援課 (224-2185)</p> <p>防災企画・地域支援課 (224-2185)</p> <p>防災企画・地域支援課 (224-2184)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課 (電話番号)
<p>(施策名：(112) 防災・減災対策を進める体制づくり)</p> <p>1 DONETを活用した津波予測・伝達システム等展開事業 4, 184千円 【(11201) 防災・減災対策の推進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 南海トラフ地震による津波対策として、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の県南部地域における運用を開始するとともに、伊勢湾岸地域への導入を進めます。</p> <p>2 (一部新) 地域減災対策推進事業 76, 119千円 【(11201) 防災・減災対策の推進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 平成30年7月豪雨をふまえ、頻発する風水害から住民の生命を守るため、適切な避難行動につなげる「共助」の取組を総合的・一体的に実施しようとする市町を支援するとともに、南海トラフ地震対策等の充実・強化のための取組を促進します。また、県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の避難対策を支援します。</p> <p>3 (一部新) 防災訓練費 38, 733千円 【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 伊勢湾台風60周年、昭和東南海地震75周年の節目にあわせて、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練、市町や関係機関と連携した大規模な風水害に関する訓練、総合図上訓練等を実施し、災害対策活動の充実・強化を図ります。</p> <p>4 災害対応力強化事業 39, 068千円 【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 局地的豪雨や台風、地震等をはじめとする自然災害に備えるため、市町の受援計画やタイムラインの作成を支援することなどにより災害対応力を強化します。</p> <p>5 (新) 被災者生活再建支援基金出資金 601, 455千円 <事業実施期間：令和元年度> 【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 都道府県が相互扶助の観点から拠出している被災者生活再建支援基金の残高減少に伴い、三重県負担分を追加拠出します。</p>	<p>防災企画・地域支援課 (224-2184)</p> <p>防災企画・地域支援課 (224-2185)</p> <p>消防・保安課 (224-2108) 災害対策課 (224-2186)</p> <p>災害対策課 (224-2189)</p> <p>災害対策課 (224-2189)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課 (電話番号)
<p>6 国民保護対策費 416千円</p> <p>【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>有事への対応を迅速かつ的確に行うため、三重県国民保護計画の所要の見直しを行うとともに、市町を対象とする国民保護訓練に関する研修会を実施します。</p>	<p>危機管理課 (224-2734)</p>
<p>7 防災行政無線整備事業 765,900千円</p> <p>【(11203) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>防災通信ネットワークについて、救助・救援に必要な情報の伝達・共有を確実にし、災害時における市町や防災関係機関との通信を確保するため、より信頼性の高い設備に更新する等の再整備を行います。</p>	<p>災害対策課 (224-2157)</p>
<p>8 防災情報プラットフォーム事業 37,977千円</p> <p>【(11203) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対策本部活動を効率的に支援できるよう、適切な保守運用を行います。</p>	<p>災害対策課 (224-2157)</p>
<p>9 気象情報収集事業 144,438千円</p> <p>【(11203) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>震度情報システムについて、県内の震度情報の収集と関係機関への伝達・共有を図るため、より信頼性の高い設備に更新する等の再構築を行います。</p>	<p>災害対策課 (224-2157)</p>
<p>10 消防行政指導事業 7,230千円</p> <p>【(11208) 消防救急体制の充実・強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)</p> <p>県内の消防体制の強化を支援するとともに、県内各市町の消防団で構成される三重県消防協会の活動を支援することにより、消防団員の確保や消防団の活性化等に取り組みます。</p>	<p>消防・保安課 (224-2108)</p>
<p>11 高圧ガス指導事業 18,779千円</p> <p>【(11209) 高圧ガス等の保安の確保】 (第2款 総務費 第8項 防災費 3 銃砲火薬ガス等取締費)</p> <p>高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス事業所等の保安管理に関する指導を徹底するとともに、許認可申請に対する審査および保安検査、立入検査によって安全を確保します。また、企業による自主保安の推進を目的とした研修を行います。</p>	<p>消防・保安課 (224-2183)</p>

